

ちば

# 建設業許可の承継の手引

(令和7年4月版)



チーバくん

千葉県 県土整備部 建設・不動産課

(注) 今後国からの通知により内容等変更の可能性があります。申請時にはホームページを確認してください。



## 【建設業許可の承継の認可申請に係る個人情報の利用目的等】

千葉県知事が、建設業法第 17 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 17 条の 3 第 1 項のいずれかの規定に基づき提出される建設業許可の承継に係る認可の申請書及びその添付書類により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許認可申請の審査事務（千葉県知事、国土交通大臣及び他都道府県知事が行う許認可審査事務において相互に利用する場合があります。）
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 認可申請書類の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第 45 条に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
5. 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
6. その他提供することについて特別の理由のあるとき

## 【建設業許可申請等の相談について】

この手引きに記載されていない事項などについて、行政書士の方などが、直接職員に相談をする場合は、建設・不動産課建設業班又は各土木事務所（連絡先は『建設業許可の手引き』の最終ページ参照）にご連絡ください。

ただし、相談は事前審査ではありませんので、相談を受けた後の申請であっても、審査の結果、補正指示、拒否処分、取り下げ等となる場合があります。

また、来所での相談をご希望の場合は、あらかじめ予約をした上でお越しくください。  
（予約なしのご相談は、お受けできません。）

- |   |
|---|
| <p>○ 申請書類に虚偽や不正があった場合は、法律により罰せられます。</p> <p>○ 下記に掲げる事項について不明な点がある場合は、有資格者等にお尋ねください。</p> <p>    会社の設立等に関する手続（財産引受け等）、合併、会社分割に関する手続、相続の手続、譲渡契約書等の作成について、法務局に提出する書類の作成について・・・・・・司法書士、弁護士</p> <p>    譲渡の価額、財産の時価評価等に関して・・・・・・税理士、公認会計士</p> <p>※行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、「官公署へ提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成」を業とすることができません。</p> |
|---|

## 目次

### 第1編 総則

1 許可の承継について—法第17条の2及び第17条の3—	
（1）譲渡及び譲受け	1
（2）合併	1
（3）分割	2
（4）相続	2
（5）従来の手続きとの関係	3
2 認可の基準（認可を受けるための要件）	
（1）相続を除き、承継の事実が発生する前までに申請を行い、認可を受けること	3
（2）承継元の建設業の全部を承継すること	3
（3）承継元と承継先が同一業種について異なる区分の許可を受けていないこと	3
（4）承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たしていること	4
（5）承継元又は千葉県知事許可を有する承継先に変更事項がある場合、認可申請前までに変更届等を行うこと	4
3 認可申請の手続き	
（1）申請書の提出先及び提出部数	4
（2）認可の申請区分	5
（3）認可申請手数料	5
（4）認可通知書の送付	5
（5）標準処理期間	6
（6）認可後の許可の有効期間—法第17条の2第7項及び第17条の3第5項—	6
（7）承継の効果	7
（8）認可書・過去の許可書等について	7

### 第2編 制度の概要

#### 第1章 法人成り

1 法人成りの法的構成	
（1）法人の設立前に、個人事業主と発起人において譲渡契約を締結する場合	8
（2）法人成り後の法人の設立後に、個人事業主と設立後の法人で譲渡契約を締結する場合	9

#### 第2章 譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）

1 譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）の法的構成	10
2 想定される事例	
（1）代替わり	10
（2）事業としての建設業の売却	11

#### 第3章 合併

1 合併の法的構成	12
2 想定される事例	
（1）他の会社への買収（吸収合併）	13

(2) グループ建設業者等の再編（新設合併）	14
------------------------	----

#### 第4章 分割

1 分割の法的構成	15
2 想定される事例	
(1) グループ内の他の会社への建設業の移転（吸収分割）	16
(2) 後継者への承継（100%子会社の設立）（新設分割）	17

#### 第5章 相続

1 相続の法的構成	18
2 対象となる事例	
(1) 単独相続（相続人の数が一人）の場合	19
(2) 共同相続（相続人の数が二人以上（=複数）の場合）	19

### 第3編 認可申請の手続き（申請時に提出すべき書類等）

#### 1 認可申請書類・確認資料一覧表

(1) 認可申請書類（閲覧に供するもの）	20
(2) 認可申請書類（閲覧に供さないもの）	22
(3) 確認資料	24

### 第4編 認可後の届出事項（認可後に提出すべき書類等）

1 認可後の届出事項 —施行規則第13条の2第9項及び第13条の3第7項—	28
(1) 認可後届出書類	28
(2) 常勤役員等の常勤性、 <b>営業所技術者等の常勤性</b> の確認について	28
2 認可後の届出書類の提出先及び提出部数	29
3 被承継人の事業年度終了届（決算終了届）について	29

### 第5編 その他参考事項

1 いわゆる「押印レス」について	30
2 譲渡契約書等について	32
(1) 譲渡及び譲受け等についての効力発生日の定め	32
(2) 承継の認可に係る手続きの定め	33
(3) 譲渡の目的となる財産等の定め	33
(4) 従業員の取扱いの定め	34
(5) 取得対価等の定め	34
3 申請書等記入例について	35
(1) 譲渡及び譲受け認可申請書（様式第22号の5）	36
(2) 合併認可申請書（様式第22号の7）	38
(3) 分割認可申請書（様式第22号の8）	40
(4) 相続認可申請書（様式第22号の10）	42
(5) 誓約書（様式第22号の6）	44
(6) 誓約書（様式第22号の11）	45
(5) 届出書（様式第22号の9）	46
(6) 届出書（様式第22号の12）	48

※令和7年4月に、引用している「建設業許可の手引」が改正されたので、最新版に修正しました。本手引の内容に変更はありません。

なお、本手引でいう「営業所技術者等」とは、「営業所技術者」及び「特定営業所技術者」の総称となります。

#### 令和4年12月版 主な改正点

- (1) 将来、承継認可にも電子申請が導入される可能性があるため、千葉県独自様式及び添付書類の廃止、閲覧に供しない書類の一部を確認資料に変更した。
- (2) 千葉県独自様式の廃止に伴い、それらに関する説明を削除した。
- (3) 被承継人の事業年度終了届（決算終了届）は承継人に提出義務がある旨を明記した。
- (4) 新たに記入例を加え、その他、表現の訂正や記載ページを訂正した。

#### 令和3年6月版 主な改正点

「合併」と「分割」の内容を追加。  
『建設業許可の承継の手引』と改称。

承継についての体系的な理解のためには、「法人成り」→「譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）」→「相続」→「合併」→「分割」の順でこの手引きを読むのが望ましい。

#### 令和3年3月版 主な改正点

「譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）」と「相続」の内容を追加。  
『「譲渡及び譲受け」と「相続」の手引』と改称。

#### 令和2年11月版 初版

『法人成りの手引き』として出版。  
「譲渡及び譲受け（法人成り）」の内容を記載。

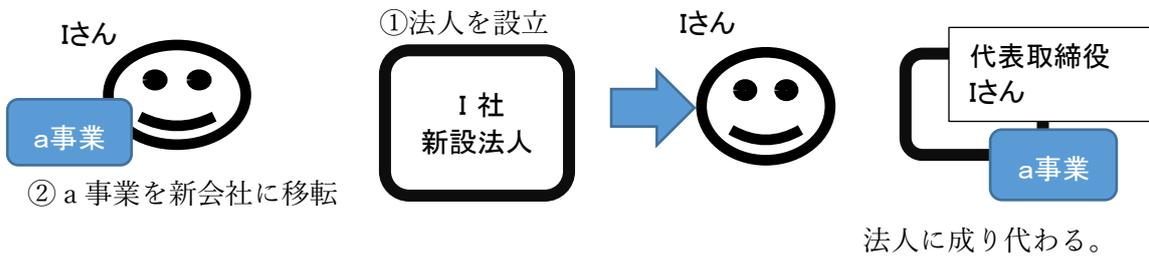
## 第1編 総則

### 1 許可の承継について—法第17条の2及び第17条の3—

建設業者が許可に係る建設業の全部を、以下のいずれかにより他の者に承継する等の場合、あらかじめ所定の手続きを経て認可を受けることで、承継先は、承継元の許可を含む建設業法の規定による建設業者としての地位を承継することができます。

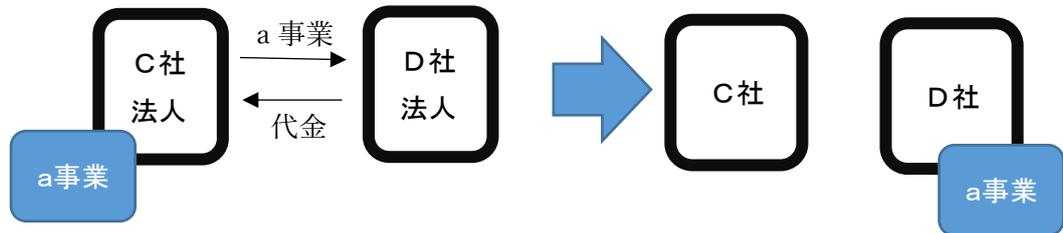
#### (1) 譲渡及び譲受け

##### ア 個人事業主が法人を新設するケース（法人成り）



##### イ その他の譲渡及び譲受け

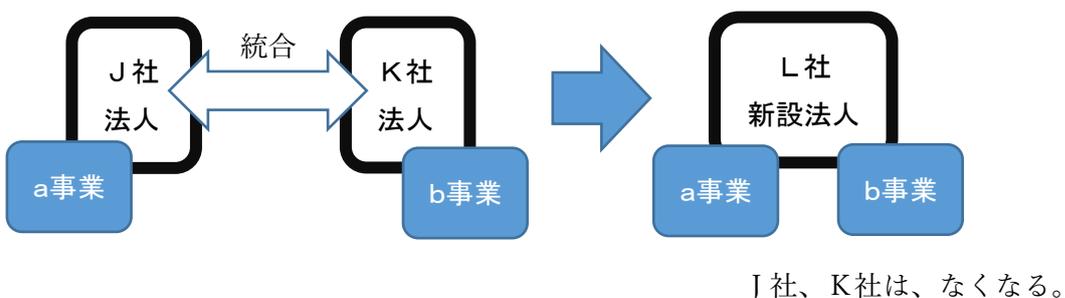
##### (例) 既存の法人のみが当事者となるケース



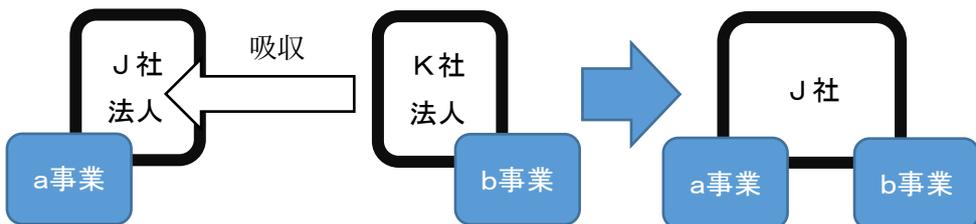
※この他、個人と個人や、個人と法人が当事者となるケースもあります。

#### (2) 合併

##### ア 新設合併



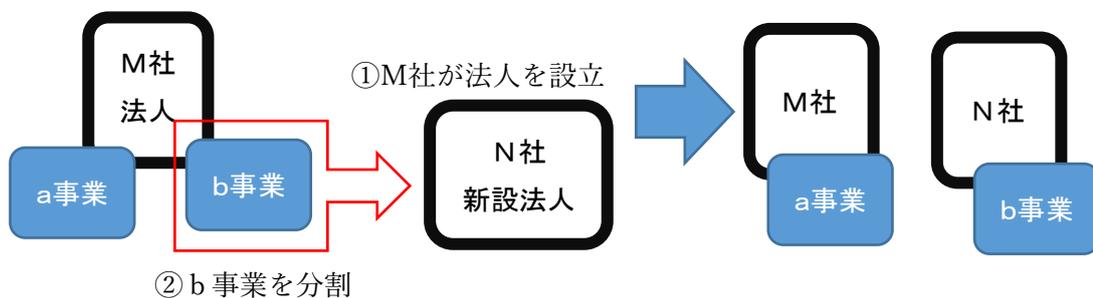
イ 吸収合併



K社は、なくなる。

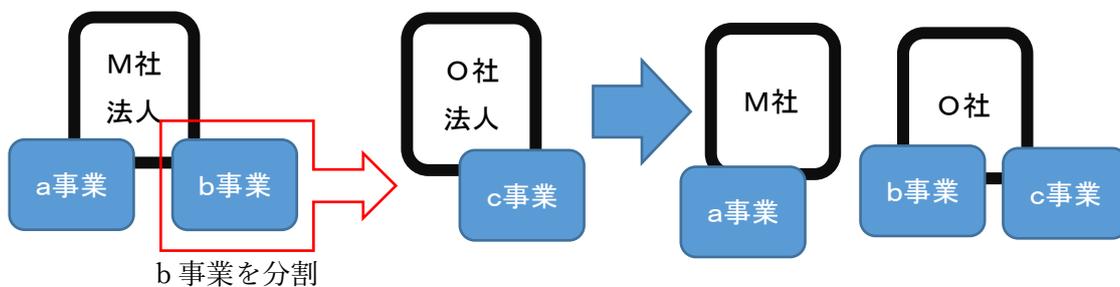
(3) 分割

ア 新設分割

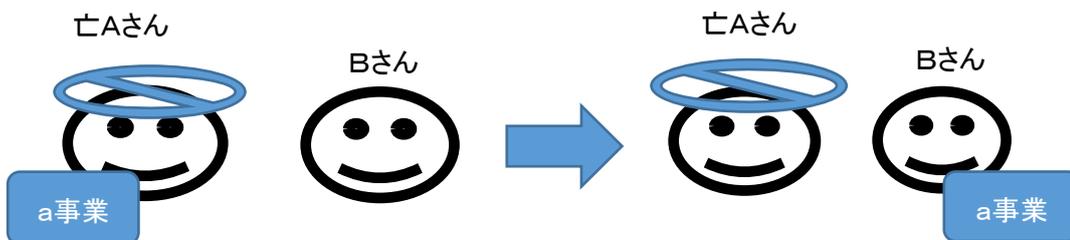


② b 事業を分割

イ 吸収分割



(4) 相続



### (5) 従来の手続きとの関係

「承継」については、従来の「廃業」と「新規申請」の手続き（以下「廃業+新規」という。）で対応することもできます。（ただし、廃業+新規の場合には、許可番号を引き継ぐことは、できません。また、廃業した日から新たに許可を受けるまでの間は、許可業者として営業することはできません。）

## 2 認可の基準（認可を受けるための要件）

承継の認可を受ける場合、下記の全ての要件を満たしていることが必要です。

### (1) 相続を除き、承継の事実が発生する前までに申請を行い、認可を受けること

相続以外の承継（前記1（1）～（3）P1～2）は、承継の事実が発生する前までに認可を受ける必要があります。承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。

相続（前記1（4）P2）については、被相続人（許可を受けている承継元）の死亡後30日以内に認可申請を提出してください。

### (2) 承継元の建設業の全部を承継すること

必ず承継元が受けていた建設業許可の全部を承継先に承継させる必要があります。承継元が受けていた建設業許可の一部のみを承継させることはできません。

承継元が現に有する業種のうち、承継先への承継を要しない業種がある場合は、認可申請の日の前までに承継を要しない業種について廃業届を提出してください。（相続の場合を除く。相続の場合は、一部のみ承継はできません。）

(※) 建設業許可の全部を承継先に承継させることにより、承継先は「承継元の権利と義務の総体」を承継することとなります。

(※) 廃業をしても未届けのうちに認可申請をするケースは、審査に支障があるため、認められません。

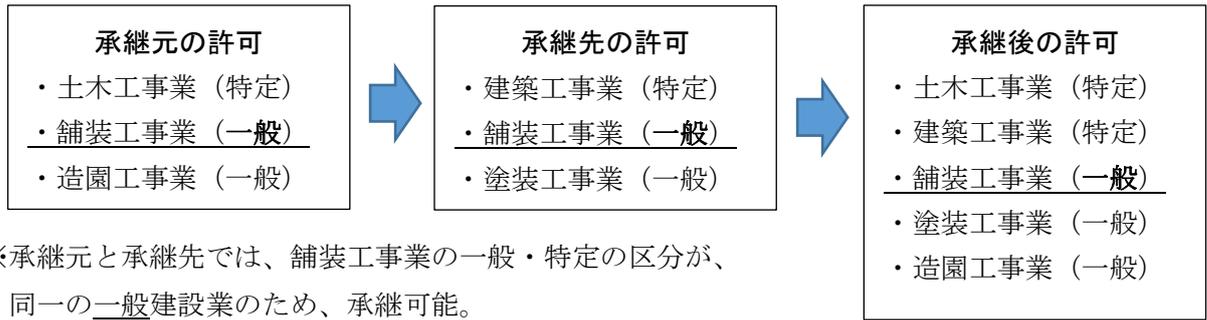
### (3) 承継元と承継先が同一業種について異なる区分の許可を受けていないこと

1つの建設業者が同一業種について、一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同一業種の許可を有するときは、以下のとおり対応してください。

①承継元と承継先の一般・特定の区分が同一の場合、そのまま承継可能。

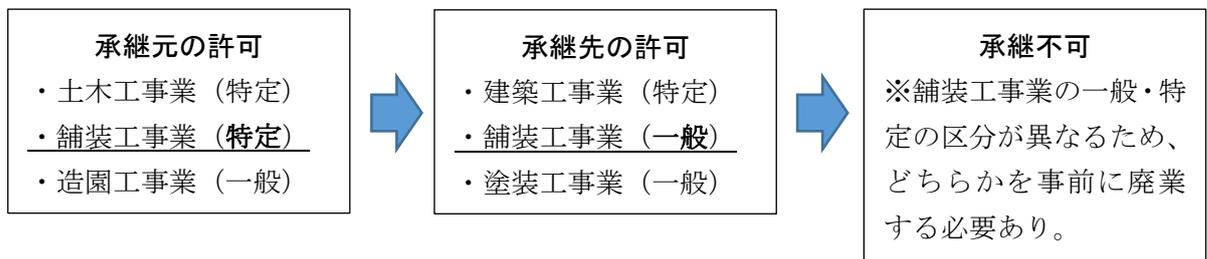
②承継元と承継先の一般・特定の区分が異なる場合、不要な方を認可申請前に廃業する。

(① 一般・特定の区分が同一の例)



※承継元と承継先では、舗装工事業の一般・特定の区分が、同一の一般建設業のため、承継可能。

(② 一般・特定の区分が異なる例)



(4) 承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たしていること

承継先の業者は、承継後に有することになる全ての業種について、許可の要件の全てを満たす必要があります。（『建設業許可の手引（令和7年4月版）』P3～8を参照）

(5) 承継元又は千葉県知事許可を有する承継先に変更事項がある場合、認可申請前までに変更届等をする事

承継元について、上記2（2）又は（3）により一部廃業を要する場合や、『建設業許可の手引（令和7年4月版）』P66～74に記載のある項目に変更事項がある場合は、認可申請をする前までに、変更届等を提出してください。

### 3 認可申請の手続き

**認可については、紙申請のみで電子申請は行っていません。（令和7年4月時点）**

なお、認可申請をする場合、事前に建設・不動産課の窓口にご相談することをお勧めします。御相談がない場合は、補正等に時間がかかり、承継の事実が発生する前までに認可できないことがあります。

(1) 申請書の提出先及び提出部数

① 千葉県知事認可

- ・書類の提出先 承継先の主たる営業所の所在地を管轄する各土木事務所（出張所）  
※裏表紙の「土木事務所（出張所）一覧表」参照

- ・申請書の部数 正本1部、正本の写し（副本）1部、正本の写し（申請者控え）1部計3部（綴じ方は、『建設業許可の手引（令和7年4月版）』P12の許可申請と同様）

② 国土交通大臣認可

- ・問合せ先 国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係  
048 - 601-3151 内線 6145、6146、6156

※認可申請書類の様式ダウンロードについては『建設業許可の手引（令和7年4月版）』P16を参照。法定様式は、国のホームページからダウンロードしてください。

**（2）認可の申請区分**

申請区分		説明
1	譲渡及び譲受け (※) 1-(1)法人成り 1-(2)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡人が千葉県知事許可であり、かつ、譲受人が国土交通大臣許可又は他の都道府県知事許可を受けていないこと</li> <li>・上記の場合以外は、国土交通大臣等へ申請</li> <li>・個人事業主が跡継ぎに建設業を継がせるためにする、「個人⇒個人」の譲渡（代替わり）は、この区分に該当します。（4「相続」の区分ではありません。）</li> <li>・「個人⇒法人」（法人成り）については、この区分に該当</li> </ul>
2	合併	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承継元（合併消滅法人又は分割被承継法人）の全てが千葉県知事許可であり、かつ、承継先（合併存続法人又は分割承継法人）が国土交通大臣許可又は他の都道府県知事許可を受けていないこと</li> <li>・上記の場合以外は、国土交通大臣等へ申請</li> </ul>
3	分割	
4	相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県知事許可業者（個人事業主に限る）が死亡した場合で、かつ、相続人が国土交通大臣許可又は他の都道府県知事許可を受けていないこと</li> <li>・上記の場合以外は、国土交通大臣等へ申請</li> <li>・被相続人の死亡後30日以内に申請すること</li> <li>・代替わりは、1-(2)「譲渡及び譲受け（法人成り以外）」の区分に該当します。（この区分ではありません。）</li> </ul>

(※) 認可申請書類（P20～26）の表では、便宜的に、申請区分「1-(1)」を「法人成り」、申請区分「1-(2)」を「譲渡及び譲受け（法人成り以外）」としています。

**（3）認可申請手数料**

手数料はかかりません。

**（4）認可通知書の送付**

千葉県では、特定記録郵便で申請者に直接、郵送しています。窓口での交付は行いません。

また、認可通知書の再発行及び認可したことについての証明書の発行は、できません。

**(5) 標準処理期間**

千葉県知事認可の場合は、特に補正の必要がない限り、申請書を提出してから 45 日です。ただし、相続を除き、認可は承継の事実が発生する前に受ける必要があるため、遅くとも承継の事実が発生する 60 日前までに申請してください。

相続については、被相続人の死亡後 30 日以内に申請してください。

上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法第 3 条第 5 項にいう「不作為の違法」に当たるものではありません。補正等があれば、この処理期間も必要となるため、余裕を持って申請してください。

※申請が法令で定める基準、認可の申請基準に適合しない場合や、補正等により、承継の事実が発生する前までに認可できない場合等は、認可申請を取下げてくださいか、不認可処分となります。

**(6) 認可後の許可の有効期間 —法第 17 条の 2 第 7 項及び法第 17 条の 3 第 5 項—**

認可後の許可の有効期間は、承継の日における残存の許可の有効期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から 5 年間です。

承継の日も許可は有効なため、認可通知書には 5 年+1 日の期間が記載され、当該期間の末日が日曜日等の休日であっても、その日で満了することになります。

※相続人（承継先）が、認可申請をしたときは、被相続人（承継元）の死亡の日からその認可を受ける日又は認可をしない旨の通知（不認可処分）を受ける日までは、被相続人に対してした建設業許可は、その相続人（承継先）に対してしたものとみなします。

**(例 1 : 相続以外の場合)**

認可申請日	令和 5 年 2 月 1 日		<b>承継後の許可の有効期間</b>
認可日	令和 5 年 3 月 17 日		令和 5 年 3 月 22 日
承継日	令和 5 年 3 月 22 日		～令和 10 年 3 月 22 日

**(例 2 : 相続の場合)**

死亡日	令和 5 年 2 月 1 日		<b>承継後の許可の有効期間</b>
認可申請日	令和 5 年 3 月 3 日		令和 5 年 4 月 17 日
認可日	令和 5 年 4 月 17 日		～令和 10 年 4 月 17 日

※例 2 のケースでは、令和 5 年 2 月 2 日から 4 月 16 日までの間は、相続前の許可が有効であるとみなされます。

## (7) 承継の効果

### ① 承継の対象

承継について認可を受け、承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。

「建設業者としての地位を承継する」とは、建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継先は承継元の受けた法に基づく届出書類等の提出義務、監督処分や経営事項審査の結果についても、承継することとなります(※)。

(※) 承継の認可の申請においては、「営業の沿革」(様式第二十号)を提出することになりますが、この書面の「賞罰」欄には、承継前の賞罰事項の記載が必要です。

### ② 許可番号について

原則として、承継元の許可番号を使用します。

ただし、認可申請前から承継先が千葉県知事許可業者である場合は、承継元と承継先のどちらの許可番号を使用するか選択できます。選択した許可番号を認可申請書に記載し、申請後は選択した許可番号を変更することはできません。

## (8) 認可書・過去の許可書等について

### ① 認可書について

認可がなされた場合には、認可書が発行されます。認可書には、許可番号、認可後の許可期間、許可に係る業種等が記載されています。

### ② 過去の許可書等について

承継前の許可に係る許可書や許可を受けるための申請書副本、確認資料、事業年度終了届(決算終了届)その他の変更届、廃業届の副本等や建設業許可証明書(以下「過去の許可書等」という。)については、従前と同様に、再発行又は写しを交付することはできません。

このため、譲受人は、譲渡人から、これらの書類を、確実に引き継いでください。

また、過去の許可書等については、過去に許可を有していたことを証する書面となりますし、「常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経営経験の確認資料」や「**営業所技術者等の実務経験の確認資料**」(『建設業許可の手引(令和7年4月版)』P52、60)の一部となり得ます。譲渡人も、これらの書類について適切な保管をすることをお勧めします。

## 第2編 制度の概要

### 第1章 法人成り

#### 1 法人成りの法的構成

個人事業主が法人に成り代わる「法人成り」については、「法人の設立」と「譲渡契約の締結」との前後関係に応じて、二つの法的構成があります。

建設業法第17条の2第1項は、「あらかじめ・・・譲渡及び譲受けについて、・・・認可を受けたときは、・・・地位を承継する」と規定し、千葉県知事の認可の後に、建設業に係る権利義務・地位の承継（移転）の効力が発生することを求めています。

##### (1) 法人の設立前に、個人事業主と発起人において譲渡契約を締結する場合

→財産引受け（会社法第28条第2号）の構成



(※) 「財産引受け」とは、発起人がする、会社成立後に会社が財産を譲り受けることを約する契約です。

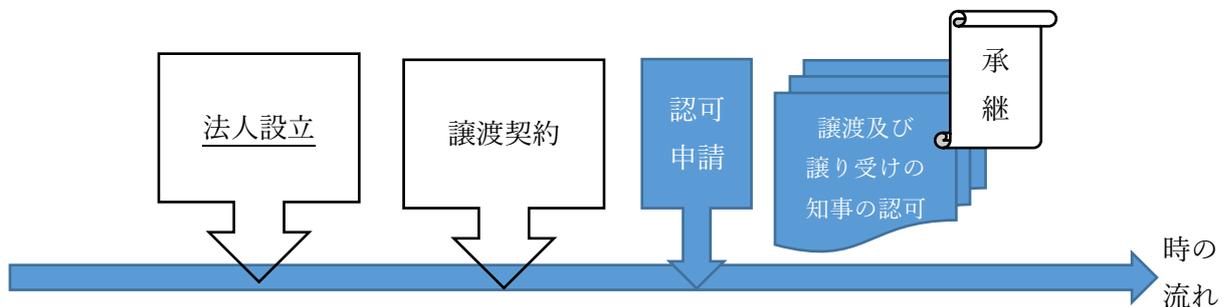
この方法では、許可業者である個人事業主が、「財産の譲渡人（承継元）」及び「発起人（承継先）」の双方の立場で財産引受け契約（譲渡契約）をすることになります。

所定の事項を定款に記載（会社法第28条）し、公証人の認証（会社法第30条）を受けることが必要です。また、定款に記載した事項について、検査役の検査を受けることが必要になる場合もあります（会社法第33条）。

(※) この方法では、法人の成立と同時に、法人成り後の法人として、建設業を行うことができます。

(※) 法人の成立前に発起人が建設業に係る財産を譲り受けること（開業準備行為）や建設業に係る財産を現物出資することは、知事の認可の前に財産移転の効力が発生するため、認められません。

- (2) 法人成り後の法人の設立後に、個人事業主と設立後の法人で譲渡契約を締結する場合  
 →いわゆる譲渡契約（売買（民法第555条）等）の構成



(※) この方法では、許可業者である個人事業主が、「財産の譲渡人（承継元）」及び「法人の代表者（承継先）」の双方の立場で譲渡契約をすることになります。

(※) 千葉県知事の認可が下りるまでは、この譲渡契約と下記(※)のいわば「活動しない法人」でできること以外の法人での活動をすることはできません。（したがって、法人として、工事契約や材料仕入れ、リース資産の名義変更をすること等もできません。）

建設業許可を受けた個人事業主として常勤性を保つため、法人を設立した後も、千葉県知事の認可が下りるまでは、法人での活動はできず、従前のおり個人事業主としての活動しかできません。

建設業に限らず、法人での活動をした場合には、個人事業主の許可が取消しとなり、承継もできなくなります。

(※) いわば「活動しない法人」でできることには、銀行等における法人名義の預金口座の作成、法人設立届出書の所轄税務署への提出（法人税法第148条）、青色申告の承認申請書の所轄税務署への提出（法人税法第122条）がある。（これは、限定列挙です。）

(※) 承継前の法人において、社会保険の加入手続きはできません。加入手続きをすることで、加入者が個人事業主から、法人に変わるからです。

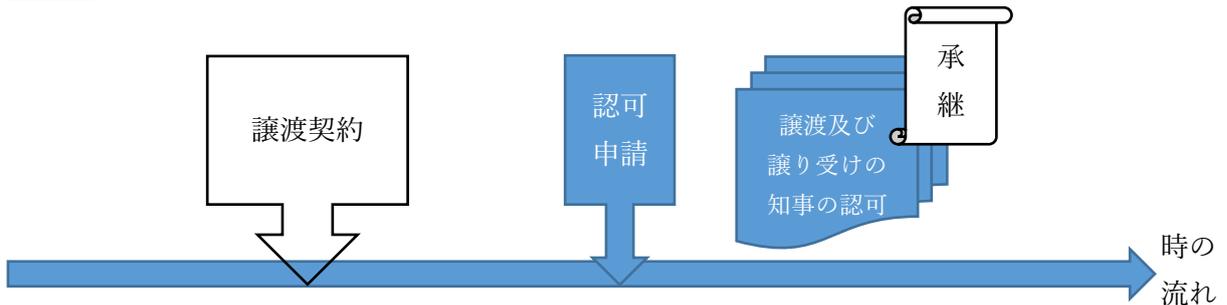
(※) 契約書の書き方により効力の発生日を調整しても、差し支えありません(P32参照)。

## 第2章 譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）

### 1 譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）の法的構成

「譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）」としては、P1（第1編1（1）ア～ウ）の図のとおり、様々なケースが考えられます。

いずれの場合も、譲渡契約（売買（民法第555条）等）の構成です。なお、譲渡の前後で、営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）の変更はできません。



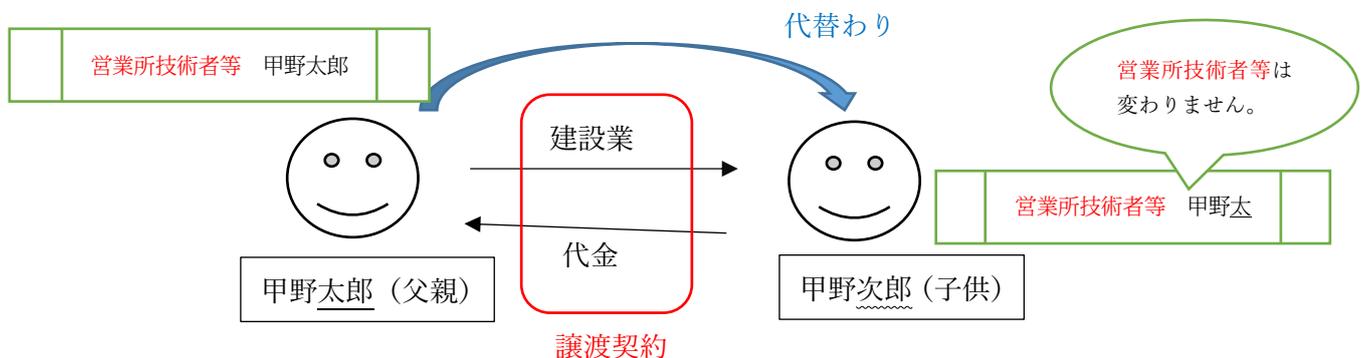
### 2 想定される事例

#### (1) 代替わり

この申請区分は、代替わりをする際に利用されることが典型例の一つとして想定されま

す。例えば、家族経営で個人での建設業を営んでいるケースです。父親が親方、その妻が経理、その子供が見習いの大工をしているとします。父親が、その子供に対して、現に営んでいる建設業を譲渡することで、代替わりをすることができます。

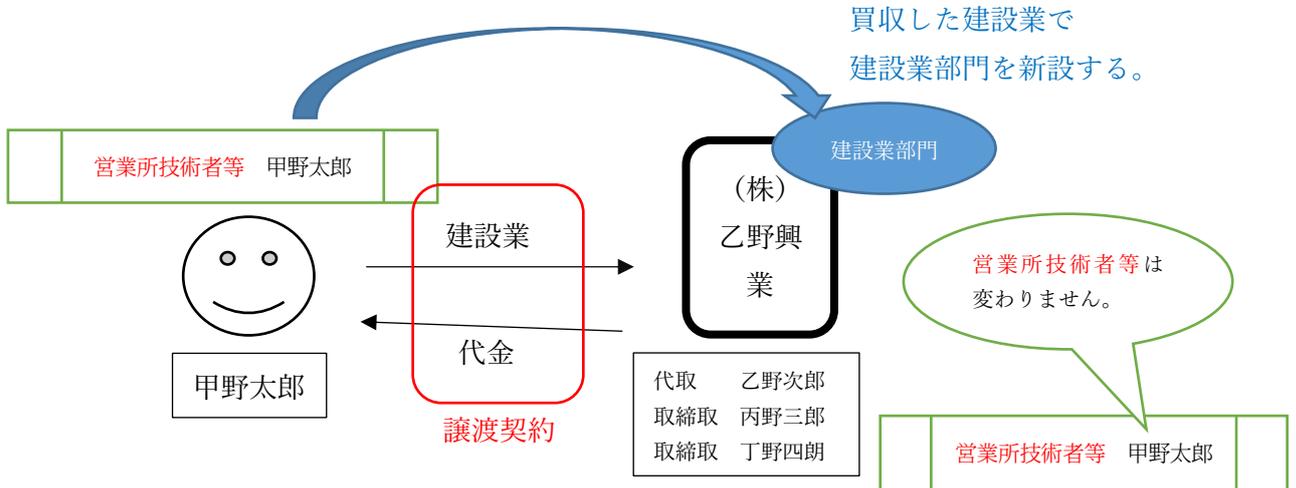
この場合には、父親（譲渡人）とその子供（譲受人）との間で、譲渡契約を結ぶ必要があります。



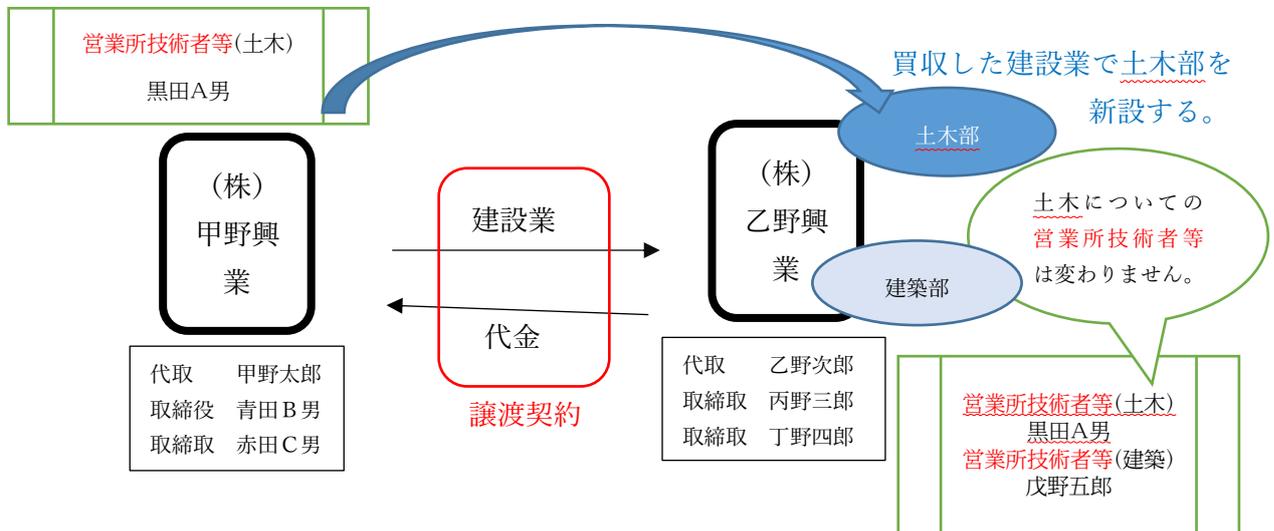
(2) 事業としての建設業の売却

既存の建設業者が、既存の他の法人に対して、自己の建設業を売却する場合にも、この申請区分を利用できます。

①譲受人が、建設業の許可を新たに受けるケース



②譲受人が、既に建設業の許可を受けているケース



この事例においては、(株) 乙野興業は、譲受前から、建築一式工事に係る許可(営業所技術者等は、戊野五郎)を受けているものとする。

## 第3章 合併

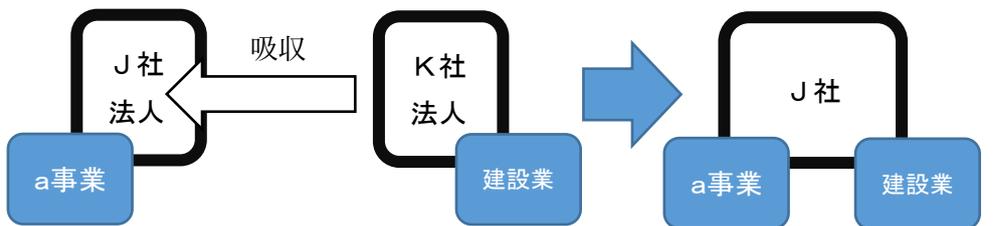
### 1 合併の法的構成

吸収合併（会社法第2条第27号）、新設合併（会社法第2条第28号）の構成です。

合併とは、二つ以上の会社が、一つの会社になることです。既存の会社と一つになる場合は吸収合併、合併に際して新たな会社を設立する場合は新設合併です。

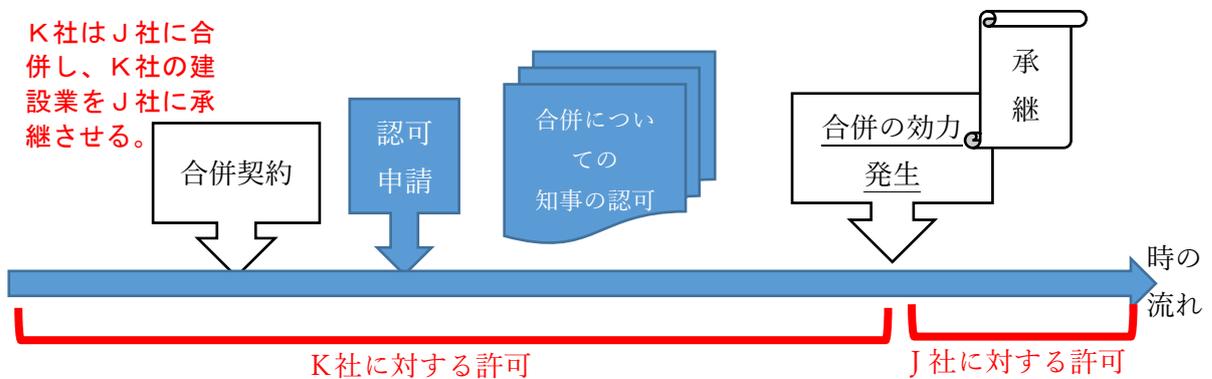
合併の前後で、営業所技術者等の変更はできません。

（吸収合併の例）



K社は、なくなる。

上記のケースにおいては、認可申請と合併の効力発生との前後関係は、次のようになります。



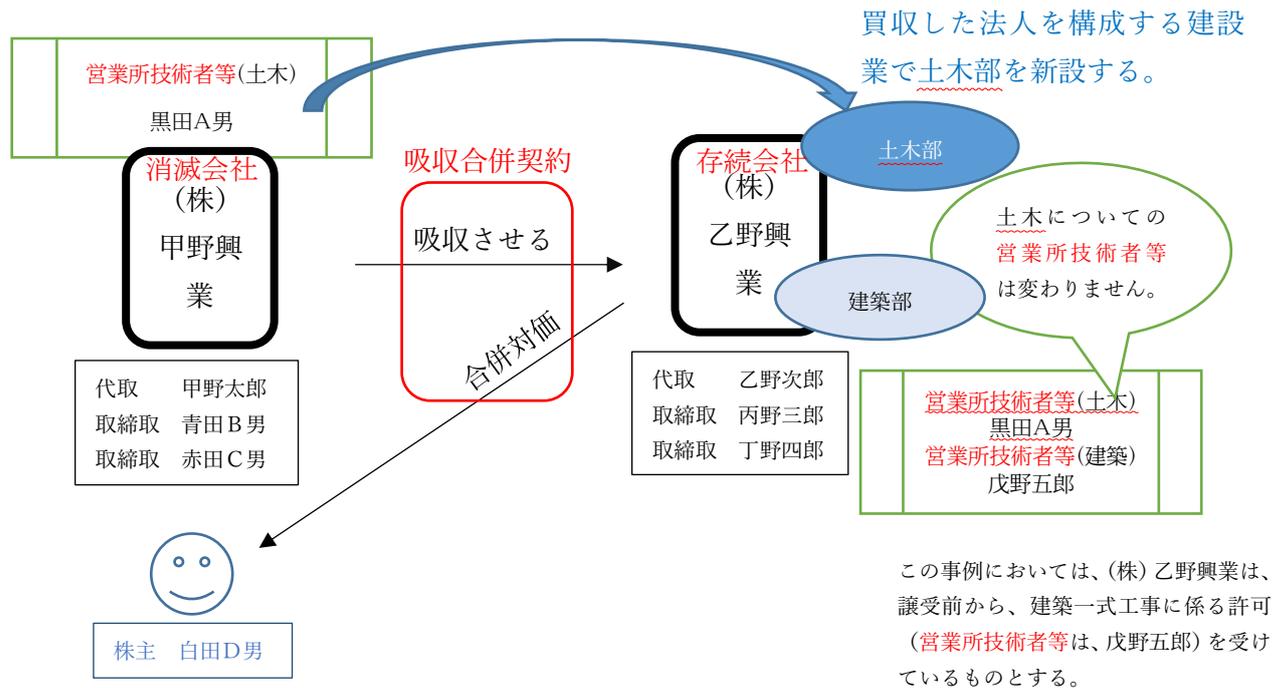
（※）「認可申請」及び「合併についての知事の認可」の後に、合併の効力が発生することが必要です。

このため、認可の前に合併の効力が発生した場合は、不認可となります。また、「認可申請」の前に、合併の効力が発生した場合も、不認可となります。いずれの場合にも、合併の効力発生日で、許可業者である合併前の会社（K社）そのものが消滅することになるので、合併の効力発生日で合併前の会社（K社）の建設業を廃業したとする廃業届を提出してください。

## 2 想定される事例

### (1) 他への会社への買収（吸収合併）

この申請区分は、まず、資金力の大きい会社（(株)乙野興業）が、資金力の小さい会社（(株)甲野興業）を買収するケースに利用されることが考えられます。（株）甲野興業の株主は、代金として、（株）乙野興業の株式等を手に入れます。



(株)甲野興業の株主の立場から見れば、建設業を手放して対価を得るという点において、「譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）」のうちの「(2) 事業としての建設業の売却」(P11) に似ています。

しかし、「事業としての建設業の売却」とは異なり、吸収合併では、買収された(株)甲野興業は消滅します。(株)乙野興業と一体となります。(会社法第2条第27号)

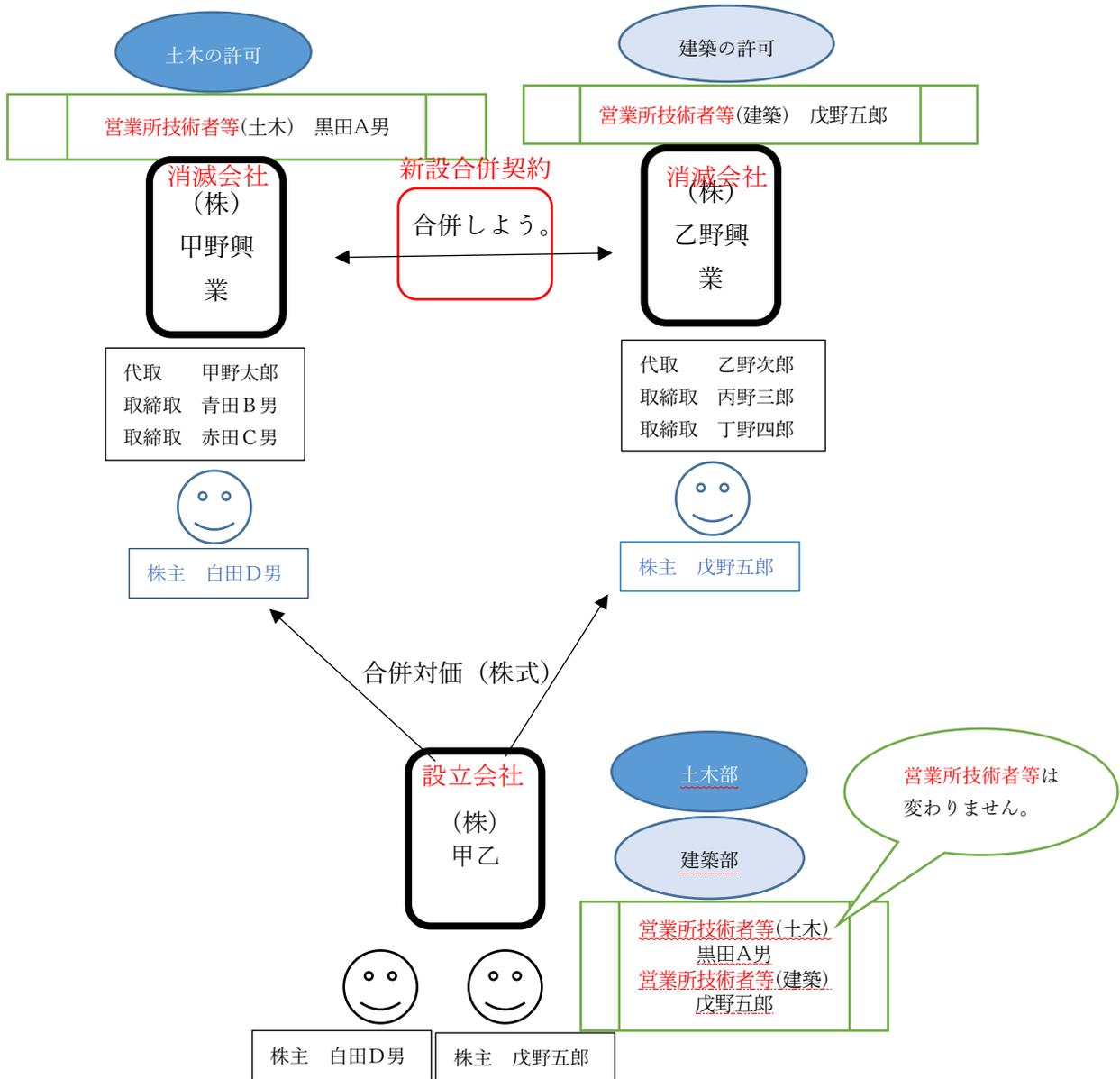
また、売主と買主が、異なります。「事業としての建設業の売却」では、売主は譲渡人たる法人(P11の「②譲受人が、既に建設業の許可を受けているケース」では、(株)甲野興業)、買主は譲受人たる法人(〃、(株)乙野興業)となります。しかし、上記の例では、売主は買収された法人の株主(白田D男)、買主は買収した法人((株)乙野興業)となります(会社法第749条第1項第2号等参照)。

なお、取引の目的物は、「事業としての建設業の売却」では建設業、吸収合併では買収される法人そのものになります。

(2) グループ建設業者等の再編 (新設合併)

グループの建設業者が一つの新たな法人に統合する場合にも、この申請区分を利用できます。

下記の例では、売主は各消滅会社の株主(白田D男、戊野五郎)、買主は新設した法人((株)甲乙)、取引の目的物は各消滅会社((株)甲野興業、(株)乙野興業)となります。



## 第4章 分割

### 1 分割の法的構成

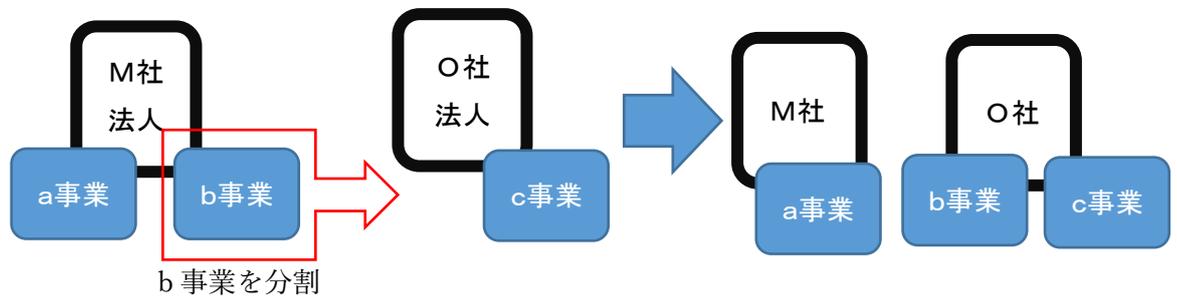
吸収分割（会社法第2条第29号）、新設分割（会社法第2条第30号）の構成です。

分割とは、事業の全部又は一部を、他の会社に承継させることです。その結果として、一つの会社が、二つの会社に分かれるイメージになります。

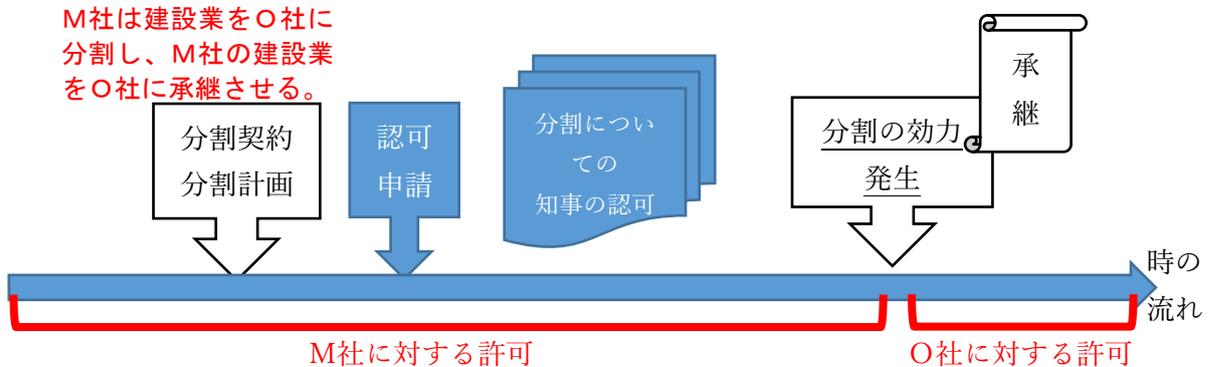
既存の会社に承継させる場合は吸収分割、新たな会社を設立しその会社に承継させる場合は新設分割です。

分割の前後で、営業所技術者等の変更はできません。

（吸収分割の例）



上記のケースにおいては、認可申請と分割の効力発生との前後関係は、次のようになります。



（※）「認可申請」及び「分割についての知事の認可」の後に、分割の効力が発生することが必要です。

このため、認可の前に分割の効力が発生した場合は、不認可となります。また、「認可申請」の前に、分割の効力が発生した場合も、不認可となります。いずれの場合にも、分割の効力発生日で、許可業者である分割会社（M社）について、事業の財産的基礎が失われること等になるので、分割の効力発生日で廃業したとする廃業届を提出してください。

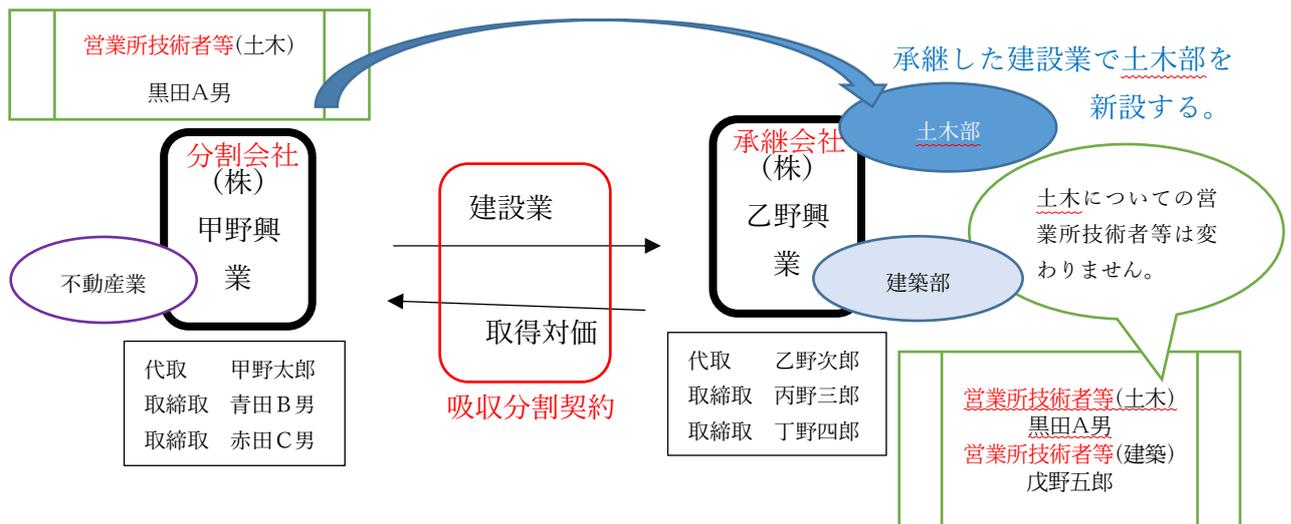
## 2 想定される事例

### (1) グループ内の他の会社への建設業の移転（吸収分割）

この申請区分は、経営効率化のため、グループ内の他の会社に自己の建設業を譲り渡す場合に、使われることが考えられます。この点、「譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）」の「(2) 事業としての建設業の売却」(P11) と類似しています。

会社法上は、会社分割は一般承継、会社のする事業譲渡は特定承継との区別がありますが、建設業法上は、認可によって、建設業の全てが一度に承継されます。このため、建設業法上の意味合いとしては、「事業としての建設業の売却」との大きな違いはありません。ただし、認可の手続きは、大きく異なりますのでご注意ください。

(例) (株) 甲野興業、(株) 乙野興業はグループ会社。(株) 甲野興業は不動産業が得意で、(株) 乙野興業は建設業が得意。グループ再編で、(株) 甲野興業は不動産業を、(株) 乙野工業は建設業を専門に扱うものとする。



この事例においては、(株) 乙野興業は、譲受前から、建築一式工事に係る許可（営業所技術者等は、戊野五郎）を受けているものとする。

(※) 取得対価が、「事業としての建設業の売却」では現金となりますが、吸収分割では現金の外、承継会社の株式とすることもできます（会社法第758条第4号ほか）。

(※) 吸収分割では、労働者保護手続（会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律）も必要になります。

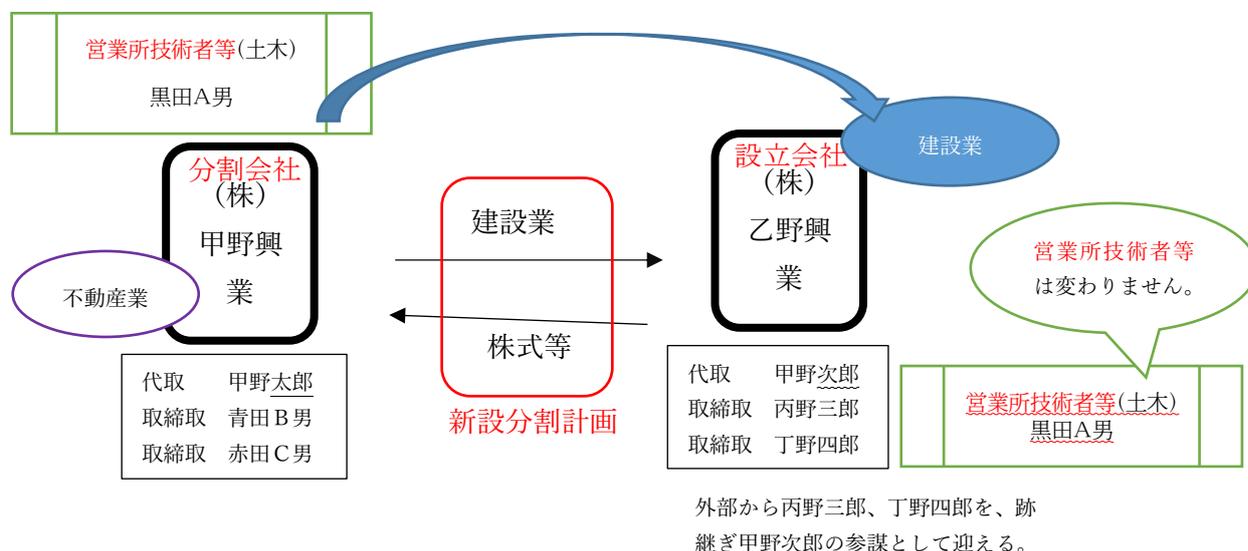
(2) 後継者への承継（100%子会社の設立）（新設分割）

この申請区分は、相続人が多数いる建設業の法人の代表者が、後継者たる子に事業を継がせるため、100%子会社を新会社として設立し、その子会社に建設業を承継させ、後継者たる子にその子会社の代表者にさせる場合にも利用することができます。この点、「譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）」の「(1) 代替わり」(P10) と類似しています。

会社分割は一般承継、事業譲渡（個人間の売買）は特定承継ですが、建設業法上は、認可によって、建設業の全てが一度に承継されます。このため、建設業法上の意味合いとしては、「代替わり」との大きな違いはありません。

ただし、認可の手続きは、大きく異なりますのでご注意ください。

(例) (株) 甲野興業の代表者甲野太郎は、建設業の後継者を息子の甲野次郎とすることとした。



(※) 分割会社の代表取締役が設立会社の経管・専技になることは、常勤性の観点から認められません。(『建設業許可の手引き』(令和7年4月版) P52)

したがって、上記の例において、(株) 甲野興業の代表者を務める甲野太郎が(株) 乙野興業の経管になることは、できません。甲野太郎が(株) 乙野興業の株主になることは、できます。

## 第5章 相続

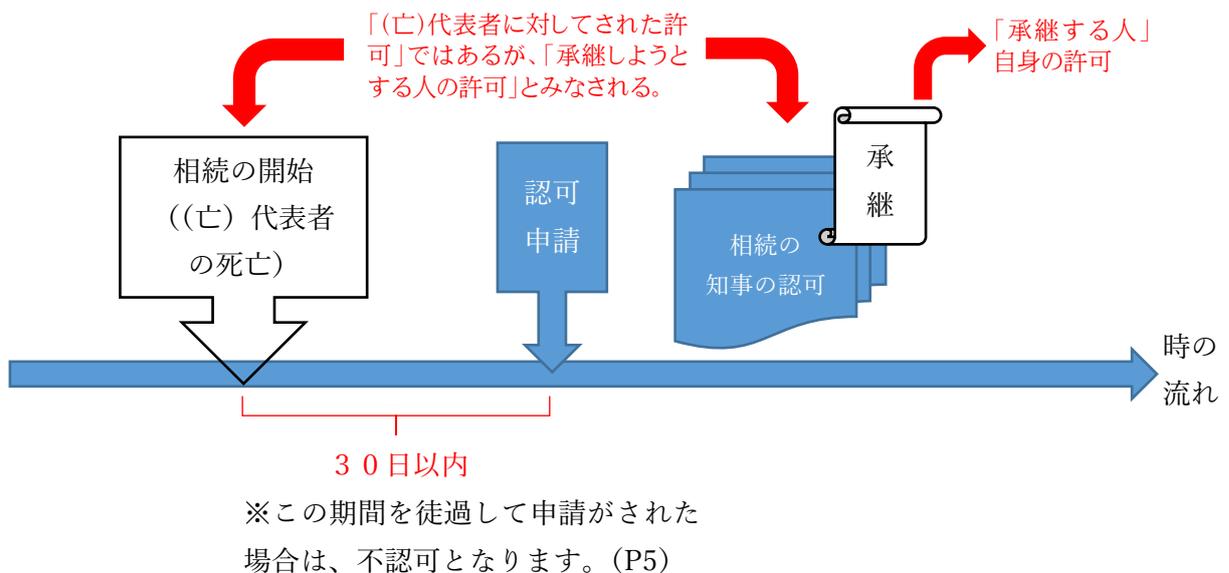
### 1 相続の法的構成

死亡による相続（民法第896条等）の構成です。

失踪の宣告（民法第30条、家事事件手続法第148条）により、死亡したものとみなされる場合（民法第31条）は、この対象ではありません。

なお、この「4 相続」の申請区分にかぎり、相続の前後で、常勤役員等と営業所技術者等とに変更が発生し得ます。

認可がされた場合には、①相続の開始日から認可を受ける日までは、「被相続人の許可」が「相続人の許可」とみなされ（建設業法第17条の3第2項）、②認可を受けた日からは、「被相続人の許可」を承継し（建設業法第17条の3第4項）、その結果、相続の開始前後で切れ目なく建設業を営むことができることになります。



(※) 相続による承継の申請（申請区分4）と「譲渡及び譲受け（法人成りを除く）」（申請区分1－（2））による承継の申請を合わせて行い、「常勤職員等と営業所技術者等とを兼ねる個人事業主たる代表者が亡くなったため、生前営んでいた建設業を第三者に売却する」こと等は、できません。

(※) 30日の期間制限の関係から申請に必要な書類が整わない場合には、廃業＋新規の方法で申請してください。（許可番号を承継することは、できません。）

## 2 対象となる事例

相続が関係しさえすればこの申請区分に該当するのではなく、次の二つの場合に限り、この申請区分に該当します。

### (1) 単独相続（相続人の数が一人）の場合

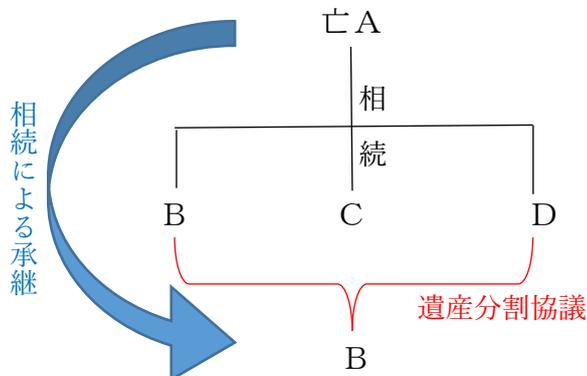
代表者Aが死亡して、Aの相続人がBしかないときには、認可を受けることによって、Bが建設業の相続による承継をすることができます。



(※) 遺産分割協議以外の方法（遺贈（民法第964条）、遺言による相続分の指定（民法第902条）、相続の放棄（民法第938条）、相続分の譲渡（民法第905条）、寄与分協議（民法第904条の2）等）により、偶然にBの単独相続となった場合でも、この「相続による承継」には該当しません。

### (2) 共同相続（相続人の数が二人以上（=複数）の場合

例えば、代表者Aが死亡して、Aの相続人がB、C、Dの3人であったとします。この場合においては、①相続人全員（B、C、D）で、遺産分割協議（民法第907条第1項）をし、「建設業については、Bが受継ぐ」旨の決定をし、②認可を受けることによって、Bが建設業の相続による承継をすることができます。



(※) 被相続人（亡A）が、相続人でない者（例えば、腹心の部下）に遺贈をした場合は、この「相続による承継」には該当しません。

### 第3編 認可申請の手続き（申請時に提出すべき書類等）

この編では、認可申請の手続きについて記載しています。千葉県知事の申請時に提出すべき書類等については、この編をご確認ください。

添付書類の綴じ方については、『建設業許可の手引（令和7年4月版）』P12をご確認ください。(P5)

#### 1 認可申請書類・確認資料一覧表

##### 【申請区分】

- 1－（１）．法人成り      1－（２）．譲渡及び譲受け（法人成りを除く。）  
 2．合      併  
 3．分      割  
 4．相      続

##### （１）認可申請書類（閲覧に供するもの）

No.5～20の各区分の該当箇所においては、それぞれ、認可後に建設業を営む者（※）のものを作成すること。

（※）法人成り後の法人、譲受人、存続会社、新設合併の設立会社、承継会社、新設分割の設立会社

No	申請書及び添付書類	申請区分					摘 要	説明ページ
		1		2	3	4		
		(1)	(2)					
1	譲渡及び譲受け認可申請書(様式第22号の5(1面,2面))	○	○					36
2	合併認可申請書(様式第22号の7(1面,2面))			○				38
3	分割認可申請書(様式第22号の8(1面,2面))				○			40
4	相続認可申請書(様式第22号の10(1面,2面))					○		42
5	申請書別紙一(役員等の一覧表)	○	法	○	○			
6	申請書別紙二(営業所一覧表)	○	○	○	○	○	区分4については、別紙一	
7	申請書別紙三(営業所技術者等一覧表)	○	○	○	○	○	区分4については、別紙二	
8	工事経歴書(様式第2号)	○	○	○	○	○	≪基準日について≫ 直前の決算期の末日から4か月までであっても、決算についての株主総会の承認が終了した場合には、直近の決算期のもの。 株主総会の承認が終了していない場合は、直近の決算期の属する年度の前の年度のもの。	

建設業許可の承継の手引

9	直前3年の各事業年度における工事 施工金額(様式第3号)	○	○	○	○	○	No.8 摘要欄に同じ。
10	使用人数(様式第4号)	○	○	○	○	○	No.8 摘要欄に同じ。 被用者については、建設業に 係るものに限りに、数に含める こと。
11	誓約書(様式第6号)	○	○	○	○	○	
12	健康保険等の加入状況(様式第7号の3)	○	○	○	○	○	申請時に提出できない場合 は、(2)認可申請書類(閲覧に 供さないもの)のNo.9 又はNo. 10の誓約書を提出し、認可後 届出する
13	建設業法施行令第三条に規定する使 用人の一覧表(様式第11号)	△	△	△	△	△	No.6 の「従たる営業所」欄に 記載した場合に提出
14	定款	○	○	○	○		法人の場合に提出。 《1-(1)について》
15	貸借対照表(様式第15号)	△					法人の場合に提出 《1-(1)について》 法人成り後の法人の設立後 に、個人事業主と設立後の法 人で譲渡契約を締結する場 合に提出 基準日は、法人の設立日 《1-(2)について》 法人の場合に提出 基準日は、No.8 摘要欄に同じ。 ただし、法人の設立後、最初 の決算期を迎える前に申請 をする場合は、法人の設立 日。 《2、3について》 承継後の法人が新設法人で ある場合のその法人のものは 不要。(=新設合併、新設分 割の場合は、提出不要。)
	損益計算書(様式第16号)						
	株主資本等変動計算書(様式第17号)						
	注記表(様式第17号の2)	△	④	△	△		
16	附属明細表(様式第17号の3)	△	④	△	△		資本金1億円を超える株式会 社又は直前の貸借対照表の 負債の部に計上した金額が 200億円以上の株式会社の場 合に提出
17	貸借対照表(様式第18号)					○	個人の場合に提出 基準日は、No.8 摘要欄に同じ。 ただし、事業開始後、最初 の決算期を迎える前に申請を する場合は、事業開始の日。
	損益計算書(様式第19号)		④				
18	営業の沿革(様式第20号)	○	○	△	△	○	《2、3について》 No.15 摘要欄に同じ。
19	所属建設業者団体(様式第20号の2)		○	△	△	○	《2、3について》 No.15 摘要欄に同じ。
20	主要取引金融機関名(様式第20号の3)		○	△	△	○	《2、3について》 No.15 摘要欄に同じ。

(2) 認可申請書類 (閲覧に供さないもの)

No.	申請書及び添付書類	申請区分					摘 要	説明ページ
		1		2	3	4		
		(1)	(2)					
1-1	①常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)							
	②常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)							
1-2	①常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2(1~4面))	○	○	○	○	○	①の2~4面は、同一の者が複数兼ねることができ、その場合であっても、それぞれの業務経験ごとで作成すること ②については、①の1面に記載の者を、③については、①の2~4面に記載の者をそれぞれ作成すること	
	②常勤役員等の略歴書(様式第7号の2別紙1)							
	③常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙2)							
2	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号)	○	○	○	○	○	役員等の一覧表に記載した役員等又は個人事業主について提出(No.1-1②又はNo.1-2②,③を提出した者は除く。)	
3	建設業法施行令第三条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号)	△	△	△	△	△	建設業法施行令第三条に規定する使用人の一覧表に記載した者について提出(記載がない場合は、提出不要)	
4	身分証明書(本籍地の市町村で発行)	○	○	○	○	○	「役員等の一覧表に記載した者(役員・令3条使用人でない者で、議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を除く)及び建設業法施行令第三条に規定する使用人又は個人事業主(個人事業主が登記した支配人を含む)」(以下、「役員等の一覧表に記載した者等」)について提出(申請前3月以内に発行のもの)	
5-1	成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書(法務局、地方法務局の本局の戸籍課で発行)	○	○	○	○	○	NO.4 摘要記載の「役員等の一覧表に記載した者等」のうち、医師の診断書により、建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる者を除き提出(申請前3月以内に発行のもの)	

1-1 又は 1-2  
どちらか一方  
を提出する

5-1 又は 5-2  
どちらか一方  
を提出する

建設業許可の承継の手引

5-1 又は 5-2 どちらか一方 を提出する	5-2	医師の診断書	○	○	○	○	○	契約締結及びその履行にあたり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができる旨の記載したもので、その根拠が記載されたもの NO.4 摘要記載の「役員等の一覧表に記載した者等」のうち、成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書により、成年被後見人又は被保佐人に該当しないことが認められる者を除き提出(申請前3月以内に発行のもの)	
	6	株主(出資者)調書(様式第14号)	○	法	法	法		《1-(2)について》 法人の場合に提出	
	7	登記事項証明書(商業登記簿)	○	○	○	○	△	申請日前3か月以内に発行されたもの(履歴事項証明書に限る) ※個人で支配人の登記をしている場合も必要 《1-(1)について》 法人成り後の法人の設立後に、個人事業主と設立後の法人で譲渡契約を締結する場合に提出 《2、3について》 承継後の法人が新設法人である場合のその法人のものは後日届出。(=新設合併、新設分割の場合は、被合併会社、分割会社のものを提出。)	
	8	納税証明書	△	△	△	△	△	・承継人又は相続人が千葉県知事知事許可を受けている場合は省略可 ・申請日前3か月以内に発行された県税事務所等が発行する、法人事業税又は個人事業税の「納付すべき額及び納付済み額を証する書面」 ・新設法人は建材事務所に提出した設立届、相続は事業開始届を認可後に提出	
	9	誓約書(様式第22号の6)	△	△	△	△		(1)認可申請書類(閲覧に供するもの)のNo.12「健康保険等の加入状況(様式第7号の3)」を申請時に提出する場合を除く	44
	10	誓約書(様式第22号の11)					△		45

## (3) 確認資料

No.	申請書及び添付書類	申請区分					摘 要	説明ページ
		1		2	3	4		
		(1)	(2)					
1	法人番号の確認資料	□	□	□	□		譲受人についての資料。譲受人が個人事業主、新設合併・新設分割に係る新設法人の場合は不要。 譲受人が既存の法人の場合（吸収合併、吸収分割の場合を含む。）においては、法人番号に変更があるときに提出。	
2	事業主・役員等の確認資料	○	○	○	○	○	申請日前3か月以内に発行された本籍地の記載された住民票	
3	営業所の実態の確認資料	△	△	△	△	△	営業所の案内図及び写真。 承継元又は千葉県知事許可を有する承継先が届出している営業所以外を、承継後の営業所とする場合に提出(千葉県内に限る。)	
4	営業所の所有状況等の確認資料	△	△	△	△	△	営業所の建物についての所有権または賃借権に係る登記がなされた登記簿、又は賃貸借契約書若しくは使用貸借契約書に限ります。 3を提出する場合で、主たる営業所及び従たる営業所の所在地が登記上の本支店所在地（個人事業主は住民票の住所）と異なる場合に提出。	
5	常勤役員等、常勤役員等を直接補佐する者の業務確認資料 ※承継後に常勤役員等になろうとする者が <u>経営経験を有するか</u> を確認する資料です。	○	○	○	○	○	該当者が承継元又は千葉県知事許可を有する承継先と変更がない場合は、直近で申請又は届出をした際の以下の全ての書類の写しでも可 ・受付印のある申請書又は変更届 ・様式第7号又は第7号の2(別紙も)	
6	建設業法施行令第三条に規定する使用人の確認資料	△	△	△	△	△	建設業法施行令第三条に規定する使用人がいる場合に提出	
7	財産的基礎要件の確認資料	△	△	△	△	△	一般建設業許可の承継に係る認可申請で自己資本が500万円未満の場合に提出 残高証明書又は融資証明書の場合、証明基準日が申請日前1月以内のもの	
8	健康保険等加入状況の確認資料	△	△	△	△	△	申請時に(1)認可申請書類(閲覧に供するもの)のNo12の書類を提出する場合に提出し、申請時に提出できない場合は認可後に提出する	

建設業許可の承継の手引

9	譲渡及び譲受けの契約書の写し	○	○				<p>《1-(1)について》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人事業主」と「発起人」により締結された契約書（発起人全員の同意を受けているもの。）</li> <li>（法人成り後の法人の設立前に、個人事業主と発起人で譲渡契約を締結する場合）</li> <li>・「個人事業主」と「設立した法人成り後の法人の代表者」により締結された契約書（株主総会の承認を受けているもの。）</li> <li>（法人成り後の法人の設立後に、個人事業主と設立後の法人で譲渡契約を締結する場合に提出）</li> </ul>
9-2	引継財産に係る財産目録		△	△	△	○	<p>《1-(2)、2、3について》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承継先の法人が建設業を営むために必要な財産を提供する場合。その承継先の法人が準備した財産についての財産目録。</li> </ul>
10	合併の方法及び条件が記載された書類				○		<p>「新設合併又は吸収合併の別」及び「合併の条件（合併契約書のとおりである場合は、その旨）」を記載すること。</p>
11	合併契約書の写し及び合併比率説明書				○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会の承認等（会社法第783条、第795条、第804条）を受けているもの。ただし、株主総会の承認等を要しない場合（会社法第784条、第796条）は、<u>その要しない場合に限り</u>、株主総会の承認等を受けたものであることは不要。</li> <li>・種類株主総会の決議が必要な場合には、その決議を経ていることが必要。</li> </ul>
12	分割の方法及び条件が記載された書類				○		<p>「新設分割又は吸収分割の別」及び「分割の条件（分割計画書又は分割契約書のとおりである場合は、その旨）」を記載すること。</p>
13	分割契約書（分割計画書）の写し及び分割比率説明書				○		<p>株主総会の承認等（会社法第783条、第795条、第804条）を受けているもの。ただし、株主総会の承認等を要しない場合（会社法第784条、第796条、第805条）は、<u>その要しない場合に限り</u>、株主総会の承認等を受けたものであることは不要。</p>

建設業許可の承継の手引

14	<p>譲渡・譲受けに関する意思の決定を証する書類                  ①株主総会議事録又は社員総会の決議書                  ②無限責任社員又は総株主の同意書                  ③譲渡若しくは譲受け、合併又は分割に関する意思の決定を証する書面</p>	○	④	○	○		<p>《1-(1)について》                  ・No.11 の契約書を締結することについての、                  発起人組合の決定書（法人成り後の法人の設立前に、個人事業主と発起人で譲渡契約を締結する場合）                  株主総会議事録又は取締役会議事録（法人成り後の法人の設立後に、個人事業主と設立後の法人で譲渡契約を締結する場合）                  《1-(2)について》                  各区分に関する①～③のいずれかを提出                  《2 について》                  No.13 の契約書を締結することについての、下記（ア）、（イ）及び（ウ）の全部。ただし、No.13 のただし書の場合は、（ア）及び（ウ）のみ。                  （ア）取締役会議事録等（③のもの）                  （イ）株主総会の承認等に係る株主総会議事録等（①、②のもの）                  （ウ）種類株主総会議事録（その決議が必要な場合のみ。）                  《3 について》                  No.15 の契約書を締結すること（計画書を作成すること）についての、下記（ア）及び（イ）の双方。ただし、No.15 のただし書の場合は、（ア）のみ。                  （ア）取締役会議事録等（③のもの）                  （イ）株主総会の承認等に係る株主総会議事録等（①、②のもの）</p>	
15	相続人と被相続人との続柄を証する書類					○	被相続人の戸籍 <u>全部</u> 事項証明書	
16	相続人の同意書					△	<p>申請者(承継先の相続人)以外に相続人がいる場合、申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に、すべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した同意書。                  同意書原本の提出が必要。</p>	

※認可申請を行政書士に委任した場合には、その委任状を確認資料の最後に添付してください。  
 委任状に記載の授権する申請の内容は、具体的にご記載ください。（例えば、「平成〇年〇月〇日付け千葉県知事許可（般一〇）第〇号の許可を、譲渡人〇〇から譲受人〇〇へ譲渡することについての建設業法第〇条第〇項の認可について」）

※ (1)、(2) 及び (3) はそれぞれ別とじにしてください。

(注) 申請書類の記載内容を確認するため、上記以外にも確認資料の提出を求め場合があります。

○：必要書類 (法)：法人申請の場合に提出 (個)：個人申請の場合に提出

△：該当する場合に提出(摘要欄参照)

□：「承継先が千葉県知事許可を有さない場合」又は「承継先が千葉県知事許可を有し、かつ、内容に変更がある場合」に提出

## 第4編 認可後の届出事項（認可後に提出すべき書類等）

### 1 認可後の届出事項 —施行規則第13条の2第9項及び第13条の3第7項—

承継の認可を受け、承継の事実が発生した後（相続の場合、認可を受けた後）、建設業の地位を承継した者は、以下の書類を提出しなければなりません。

なお、誓約書（様式第22号の6及び第22号の11）で誓約したとおりに提出を行わなかったときは、許可の取消しもあり得ることに留意してください。例えば、健康保険等の加入状況についての届出を期限内に提出を行わなかったときには、許可の取消しとなります。

#### （1）認可後届出書類

No	書 類	申請区分					提出期限
		1-(1)	1-(2)	2	3	4	
1	健康保険等の加入状況(様式第7号の3)	△1	△1	△1	△1	△2	承継の日から 2週間以内 相続は 認可の日から 2週間以内
2	健康保険等の加入状況の確認資料	△1	△1	△1	△1	△2	
3	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料	○	○	○	○	○	
4	営業所技術者等の常勤性確認資料	○	○	○	○	○	承継の日から 30日以内
5	登記事項証明書(商業登記簿)	△3	△3	△3	△3		
6	納税証明書	△4	△4	△4	△4	△4	
7	営業の沿革(様式第20号)	○		○	○		
8	所属建設業者団体(様式第20号の2)	○		○	○		
9	主要取引金融機関名(様式第20号の3)	○		○	○		

△1：申請時に誓約書（様式第22号の6）を提出した場合のみ提出

△2：申請時に誓約書（様式第22号の11）を提出した場合のみ提出

△3：新設法人等で申請時に提出できなかった場合のみ提出

△4：新設法人は県税事務所へ提出した法人設立届、相続は事業開始届を提出

(注) その他申請書類の記載内容を確認するため、上記以外にも確認資料の提出を求める場合があります。

#### （2）常勤役員等及び営業所技術者等の常勤性の確認について

上の表のNo.3「常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料」については、『建設業許可の手引（令和7年4月版）』P52の「（2）常勤職員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料」をご確認ください。

同じくNo.4「営業所技術者等の常勤性確認資料」については、『建設業許可の手引（令和7年4月版）』P60の「（7）営業所技術者等の常勤性の確認資料」をご確認ください。

## 2 認可後の届出書類の提出先及び提出部数

### ① 千葉県知事認可

- ・書類の提出先 承継先の主たる営業所の所在地を管轄する各土木事務所（出張所）  
※裏表紙の「土木事務所（出張所）一覧表」参照
- ・申請書の部数 正本1部、正本の写し（副本）1部、正本の写し（申請者控え）1部  
計3部

### ② 国土交通大臣認可

- ・問合せ先 国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係  
048 - 601-3151 内線 6145、6146、6156

※届出様式ダウンロードについては『建設業許可の手引（令和7年4月版）』P16を参照。

## 3 被承継人の事業年度終了届（決算終了届）について

P8に記載のとおり、承継について認可を受け、承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。

「建設業者としての地位を承継する」とは、建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継先は承継元の受けた法に基づく届出書類等の提出義務、監督処分や経営事項審査の結果についても、承継することとなります。

そのため、承継元の実業年度終了届（決算終了届）の提出義務は、承継先が引き継いでいますので、承継元の実業年度終了届（決算終了届）は、承継先が承継元の実業年度終了後4月以内に提出しなければなりません。

## 第5編 その他参考事項

### 1 いわゆる「押印レス」について

#### (1) 「押印レス」と引換えに本人確認を行う。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号。いわゆる「押印見直し省令」。）により、建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴う建設業許可等の申請手続きについては、『建設業許可の手引き（令和7年4月版）』目次の次ページ「押印について」のとおりです。

#### (2) 押印レスの場合の審査等について

押印がない場合には、本人の真意に基づく申請であるか、真に権限のある者からの申請であるか等を、押印のある場合と比較して、慎重に判断することになります。このため、押印のある場合よりも、窓口での本人確認を特に慎重に行うこと、審査に時間がかかることもありますのでご了承ください。

また、代理人による申請の場合において、後日、その申請に関してトラブルが発生したとき（例えば、申請書への虚偽の記載、偽造の書類の添付、無権代理等の問題）には、当該代理人の責任でご対応いただくこととなります。加えて、申請人への処分（許可の取消し等）もあり得ますので、ご了承ください。

#### (3) 押印をした場合について

押印がある場合には、手続きは従前のおりとなります。上記(1)の本人確認は行いません。なお、この手引きは、従前の手続きの記載となっています。

#### (5) 電子申請との関係

将来、電子申請が導入された場合には、申請書等の電子ファイルには、電子署名（デジタル署名）を施すことになると想定されます。電子署名を施された申請書等と、押印がなされた申請書等は、概ね同程度の信用性があることになると想定されます。

#### (6) 「押印レス」となる書類の範囲

上記(1)の事務連絡の「1 押印について」に定められた通り、「押印レス」の対象となる書類は、提出様式に限ります。

このため、下記の表に掲げられた書類（例示）には、押印が必要となります。

#### （押印が必要な書類（例示））

	押印が必要（従来の取り扱いと同じ。）
確認書類（P26～P29）	譲渡及び譲受けの契約書（No.11） 譲渡・譲受けに関する意思の決定を証する書類（No.16）、相続人の同意書（No.18）

※ 委任状に記載の授権する申請の内容は、具体的にご記載ください。

（例えば、「令和〇年〇月〇日付け千葉県知事許可（般一〇）第〇号の許可を、譲渡人

〇〇から譲受人〇〇へ譲渡することについての建設業法（昭和二十四年法律第百号）  
第〇条第〇項の認可について）

- 
- 第17条の2第1項・・・法人成り、譲渡及び譲受け
  - 第17条の2第2項・・・合併
  - 第17条の2第3項・・・分割
  - 第17条の3第1項・・・相続

単に「建設業に関する事」のような、授權の内容が明確でない記載の場合は、特に、  
現在許可を有している建設業者の意思が書面上確認できないため、お受けできません。

## 2 譲渡契約書について

譲渡契約書に、記載すべき事項を以下に記載します。  
作成の際の御参考にしてください。

### (1) 譲渡及び譲受け等についての効力発生日の定め

効力発生日として、承継の予定日を記載することを要します。そのうえで、例外として、承継の予定日を認可の日に係らしめることも可能です。

なお、下記の規定の例の中、「次条に係る認可」、「次条各号に係る認可」については、次の「(2) 承継の認可に係る手続きの定め」を参照してください。

#### 規定の例

(総則)

第〇条 甲は、令和3年3月31日付けで、この契約書に定めるところにより、甲の事業の全て（以下「本件事業」という。）を乙に対して譲渡する。乙は、同日付けで、本件事業を甲から譲り受ける。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙が同項の日よりも前に次条に係る認可を受けた場合は、その認可の日において、甲は本件事業を乙に対して譲渡し、乙は本件事業を甲から譲り受ける。

(※) この例では、申請書に記載する、「譲渡及び譲受けの年月日」（項番03）は、「令和3年3月31日」となる。

認可の日が申請書に記載された「譲渡及び譲受けの年月日」（項番03）の日よりも前になるときは、この規定に基づいて職権で、「譲渡及び譲受けの年月日」（項番03）の記載を訂正します。

(※) 第2項で、「同項の日よりも前に次条に係る認可を受けた」とあるのを、「同項の日よりも後に次条に係る認可を受けた」とした場合は、不認可となります。

(※) 承継の予定日を、譲渡契約書等に位置付けない方法も許容される。

第〇条 甲は、次条に係る認可の日において、この契約書に定めるところにより、甲の事業の全て（以下「本件事業」という。）を乙に対して譲渡する。乙は、同日付けで、本件事業を甲から譲り受ける。」

(※) この例の場合でも、申請書には「譲渡及び譲受けの年月日」（項番03）の記載が必要です。

認可の日が申請書に記載された「譲渡及び譲受けの年月日」（項番03）の日よりも前になるときは、この規定に基づいて職権で、「譲渡及び譲受けの年月日」（項番03）の記載を訂正します。

(※) 登記が権利変動の要件の場合（会社法第764条第1項、第766条第1項、第754条第1項、第756条第1項等）は、この規定を設けることはできません。

## (2) 承継の認可に係る手続きの定め

譲渡人及び譲受人等が承継の認可の手続きをすることについての規定です。

### 規定の例

(承継の認可に係る手続き)

第〇条 甲及び乙は、この契約の締結後、遅滞なく、建設業法（昭和24年法律第100号）第17条の2第1項の規定により、甲が許可に係る建設業（平成30年〇月〇日付け千葉県知事許可（般-30）第12345号 〇〇工事業）の全部を乙に譲渡するための認可を受けるための手続きを行う。

(※) 許可番号の記載をしてください。

(※) 建設業以外の複数の事業でも承継の認可の手続きを取る場合には、次のように規定することが考えられる。

第〇条 甲及び乙は、この契約の締結後、遅滞なく、次に掲げる認可を受けるための手続きを行う。

- 一 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条の2第1項の規定により、甲が許可に係る建設業（平成30年〇月〇日付け千葉県知事許可（般-30）第12345号 〇〇工事業）の全部を乙に譲渡するための認可
- 二 △△業法（平成△年法律第△号）第△条の規定により、甲が許可に係る△△業（千葉県知事許可（般-△）第67890号 △△業）の全部を乙に譲渡するための認可

なお、建設業を構成する財産に係る登記、登録その他の対抗要件を具える手続きは、認可の後に行うこととなるため、この規定に記載することはできません。

## (3) 譲渡の目的となる財産等の定め

①譲渡人が譲受人に対して譲り渡す建設業の財産（プラスの財産）と②譲受人が譲渡人から引き受ける建設業の債務（マイナスの財産）についての規定をします。

### 規定の例

(譲渡の目的となる財産等)

第〇条 甲と乙は、譲渡の目的となる財産等について、次のとおり、確認する。

- 一 譲渡の目的となる財産（資産）は、別紙「財産目録」に列記されたとおりである。
- 二 引受けの目的となる債務（負債）は、別紙「債務目録」に列記されたとおりである。

(※) 別紙「財産目録」に、譲渡人が譲受人に対して譲り渡す財産を列記する。別紙「債務目録」に譲受人が譲渡人から引き受ける建設業の債務を列記する。

(※) 引受けの目的となる債務がない場合には、第2号の規定は不要です。

#### (4) 従業員の取扱いの定め

相続を除き、**営業所技術者等**は、承継の前後で変更することができません。

したがって、少なくとも承継前の**営業所技術者等**が、引き続き、譲受人に雇用されることが必要です。なお、認可の申請時において、譲受人たる法人の**非常勤**の役員（取締役、執行役、理事）に就任している場合は、この限りではありません。

##### 規定の例

（従業員の取扱い）

第〇条 甲に雇用されている従業員のうち、乙に雇用される従業員は、別紙「従業員名簿」のとおりとする。

2 乙は、前項の従業員名簿に掲げられた従業員について、譲渡日以降も、従前と同一の条件で、雇用契約を継続する。ただし、反対の意思を表示した従業員については、この限りでない。

(※) 別紙「従業員名簿」には、承継前の建設業者に雇用される従業者又は役員であって、承継後の建設業者に雇用される従業員を記載してください。

相続以外の承継の場合は、少なくとも、承継前の**営業所技術者等**の記載が必要です。（認可の申請時において、譲受人たる法人の役員（非常勤）に就任している場合は、この限りではありません。）

認可の申請の後に、承継前の**営業所技術者等**を、譲受人たる法人の役員に就任させる場合には、別紙「従業員名簿」に当該**営業所技術者等**の記載が必要です。また、この場合には、認可の申請後から認可が下りるまでは、**非常勤**の役員としてください。仮に、常勤となった場合には、承継の目的となっている建設業者において、**営業所技術者等**に係る**常勤性**の要件を欠くに至り、当該建設業者の許可は取消しとなり、承継はできなくなります。（後日、発覚した場合には、承継後の建設業者に係る許可は取消しとなります。）

#### (5) 取得対価等の定め

##### 規定の例

（取得対価等）

第〇条 本件事業の譲渡及び譲受けに係る対価は、金〇〇円とする。

2 乙は、譲渡日限りで、前項の対価を、甲の指定する口座に振り込むことにより支払う。振り込みに係る手数料は、乙の負担とする。

(※) 取得対価は、無償でも差し支えありません。その場合には、その旨を記載してください。

(※) 取得対価としては、具体的な金額を記載してください。「承認日の純資産額」等の記載では不可。様式第22号の5の「譲渡及び譲受けの価格」（項番05）には、契約書に記載された金額を記載してください。

(※) 時価評価を必要とするケースでは、適正な額を記載してください。

### 3 申請書等記入例について

ここには、承継認可申請で使用する様式の記載例を掲載しています。

許可申請と共通の様式については「建設業許可の手引き（令和7年4月版）」を御参照ください。

- (1) 譲渡及び譲受け認可申請書（様式第 22 号の 5）
- (2) 合併認可申請書（様式第 22 号の 7）
- (3) 分割認可申請書（様式第 22 号の 8）
- (4) 相続認可申請書（様式第 22 号の 10）

以下の様式は、認可申請時に「健康保険等の加入状況（様式第 7 号の 3）」を提出しない場合に提出します。

なお、承継の日から 2 週間以内（相続の場合は認可日から 2 週間以内）に健康保険等の加入状況（様式第 7 号の 3）」とその確認資料を御提出ください。（詳細は P28 に記載）

- (5) 誓約書（様式第 22 号の 6） ……相続認可申請以外で使用
- (6) 誓約書（様式第 22 号の 11） ……相続認可申請で使用

以下の様式は、千葉県知事業者（承継（相続）人、被承継（被相続）人どちらでも）が国土交通大臣認可を受ける場合に千葉県知事に届出します。

- (7) 届出書（様式第 22 号の 9） ……相続認可申請以外で使用
- (8) 届出書（様式第 22 号の 12） ……相続認可申請で使用

00101

# 譲渡及び譲受け認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

事実上と登記上の所在地が異なる場合は、  
事実上の所在地を記載してください

5年4月1日

該当しない宛先を取消線で消す

地方整備局長  
北海道開発局長  
千葉県 知事 殿

枠内は記入しない

申請者 譲渡人 千葉県中央区市場町1-1  
なのはな建設  
個人事業主 千葉 一郎  
千葉県中央区市場町1-1  
株式会社なのはな建設  
代表取締役 千葉 一郎

申請者 譲受人 千葉県中央区市場町1-1  
なのはな建設  
代表取締役 千葉 一郎

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	項番 3	国土交通大臣 知事	許可(一般- <input type="checkbox"/> ) 特 <input type="checkbox"/>	第 <input type="text"/> 号	許可年月日
許可番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
認可申請年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

譲渡及び譲受け 年 月 日	<input type="text"/>	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	承継予定日(譲渡契約書の効力発生日)を記入する
譲渡及び譲受け の理由	<input type="text"/>	法人成りのため	理由は簡潔に記載

譲渡及び譲受け の価格	<input type="text"/>	3,000,000 円	譲渡契約書に記載した譲渡及び譲受けに係る対価を記載する
引き続き使用する 許可番号	<input type="text"/>	大臣コード 知事	国土交通大臣 千葉県 知事
引続き使用する 許可番号	<input type="text"/>	第 <input type="text"/> 号	建設業許可業者同士の譲渡である場合は、どちらかの許可番号を選択可能。 承継者が許可業者でない場合は、被承継者の許可番号を記載。

### <譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に 営業しようとする 建設業	<input type="text"/>	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	譲受人が、譲受け後に営業しようとする業種をすべて記入
認可申請時において 許可を受けて いる建設業	<input type="text"/>	<input type="text"/>	譲受人が、申請時に有している許可業種をすべて記入 (法人成りは空欄になる)

商号又は名称 のフリガナ	<input type="text"/>	ナ / ハ ナ ケ ン セ ツ	※項番09~17については、様式第1号の 項番06~14の記載方法を参照してください 建設業許可の手引き(令和7年4月版)P18 に記載されています
商号又は名称	<input type="text"/>	(株) なのはな建設	

代表者又は個人 の氏名のフリガナ	<input type="text"/>	チ バ イ チ ロ ウ	支配人の氏名
代表者又は個人 の氏名	<input type="text"/>	千葉 一郎	

譲渡及び譲受け後の 主たる営業所の 所在地市区町村	<input type="text"/>	大臣コード 知事	都道府県名	千葉県	市区町村名	千葉県中央区
譲渡及び譲受け後の 主たる営業所の 所在地	<input type="text"/>	<input type="text"/>	市場町1-1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
郵便番号	<input type="text"/>	260-0856	電話番号	043-223-3110	<input type="text"/>	<input type="text"/>

ファックス番号 043-225-4012

法人又は個人の別	<input type="text"/>	1 (1. 法人) 2 (2. 個人)	資本金額又は出資総額 4 5 10	5000 (千円)	法人番号 13 15 20 25	1234567891011
兼業の有無	<input type="text"/>	1 (1. 有) 2 (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類	<input type="text"/>	この許可番号欄は、譲受人が、許可を 持っていれば記載(法人成りは空欄になる)	<input type="text"/>

許可年月日

許可番号 18 国土交通大臣 許可(一般-02) 第123456号

令和02年06月15日

(第2面)

譲渡人が、申請時に有している許可業種をすべて記入する  
一部譲渡は認められないため、譲渡しない業種がある場合は、申請前に一部  
廃業を行ってください

<譲渡人に関する事項>

譲り渡す業種 19 1 1 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 20 ナノハナケンセツ

商号又は名称 21 なのはな建設

※項番20~28については、様式第1号の  
項番06~14の記載方法を参照してください  
建設業許可の手引き(令和7年4月版)P18  
に記載されています

代表者又は個人の氏名のフリガナ 22 チバ イチロウ

代表者又は個人の氏名 23 千葉 一郎 支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村 24 12101 千葉県 千葉市中央区

主たる営業所の所在地 25 市場町1-1

郵便番号 26 260-0856 電話番号 043-223-3108

ファックス番号 043-225-4012

法人又は個人の別 27 2 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

兼業の有無 28 2 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 29 12 国土交通大臣 千葉県 知事 許可(一般-02) 第123456号 許可年月日 令和02年06月15日

役員等、営業所及び営業所に置く営業所技術者等については別紙による。

連絡先 申請書類について問い合わせのできる会社等の担当者  
の名前、電話番号を必ず記載すること  
所属等 事務担当 氏名 千葉 花子 電話番号 043-223-3108  
ファックス番号 043-225-4012

合併認可申請書 (第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

事実上と登記上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記載してください

令和 5 年 4 月 1 日

該当しない宛先を取消線で消す

合併の当事者をすべて記載してください (合併存続法人を最上段に記載してください)

申請者 船橋市浜町2-5-1 葛南建設株式会社 代表取締役 葛南 二郎 松戸市竹ヶ花2-4 東葛飾建築株式会社 代表取締役 東葛 三郎

枠内は記入しない

行政庁側記入欄 大臣コード 知事 許可番号 01 国土交通大臣 許可 (一般) 第 00000000 号 令和 00 年 00 月 00 日 認 可 申 請 年 月 日 02 令和 00 年 00 月 00 日

合併年月日 03 令和 05 年 06 月 10 日 継承予定日(合併契約書の効力発生日)を記入する

合併理由 04 事業拡大のため 理由は簡潔に記載

合併の価格 05 10,000,000 円 合併契約書に記載した合併の対価を記載する

引き続き使用する許可番号 06 12 国土交通大臣 千葉県 知事 許可 (一般) 02 第 234567 号 建設業許可業者同士である場合は、どちらかの許可番号を選択可能。新設の合併法人や合併する側の法人が許可業者でない場合は、被承継者の許可番号を記載。

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項>

合併後に営業しようとする建設業 07 211211 合併存続法人又は合併新設法人が、合併(新設)後に営業しようとする業種をすべて記入する 項番08と19を合わせた業種と一致します 認 可 申 請 時 に お い て 合 併 存 続 法 人 が 許 可 を 受 け て い る 建 設 業 08 20000001 合併存続法人が、申請時に許可を受けている業種をすべて記入する(合併新設法人は空欄)

商号又は名称のフリガナ 09 カツ ナ シ ケ ン セ ツ 商号又は名称 10 葛南建設(株) ※項番09~17については、様式第1号の項番06~14の記載方法を参照してください 建設業許可の手引き(令和7年4月版)P18に記載されています

代表者の氏名フリガナ 11 カツ ナ シ ジ ロ ウ 代表者の氏名 12 葛南二郎

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 13 12204 千葉県 船橋市 合併後の主たる営業所の所在地 14 浜町2-5-1

郵便番号 15 273-0012 電話番号 10 047-433-2421

ファックス番号 047-434-4727

資本金額等 16 資本金額又は出資総額 4 5 10 200000 (千円) 法人番号 13 15 20 25 1234567891012







様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

（用紙A4）

誓 約 書

この誓約書は、認可申請書類（閲覧に供するもの）No.12の「健康保険等の加入状況（様式第7号の3）」を申請時に提出しない場合に提出認可後、承継日から2週間以内に「健康保険等の加入状況（様式第7号の3）」を提出しない場合は、許可の取消しになります

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

承継者のみを記入  
（譲受人、合併存続法人、分割継承法人）

令和 5 年 6 月 20 日  
申請者 千葉市中央区市場町1-1  
株式会社なのはな建設  
代表取締役 千葉 一郎

地方整備局長  
北海道開発局長  
千葉県 知事 殿

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

（用紙A4）

誓 約 書

この誓約書は、認可申請書類（閲覧に供するもの）No.12の「健康保険等の加入状況（様式第7号の3）」を申請時に提出しない場合に提出  
認可日から2週間以内に「健康保険等の加入状況（様式第7号の3）」を提出しない場合は、許可の取消しになります

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

相続人を記入

申請者

令和 5 年 6 月 1 日

佐倉市鎗木仲田町8-1

印旛建築

印旛 次郎

地方整備局長  
北海道開発局長  
千葉県 知事 殿

記載要領

「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事 」

## 様式二十二号の九（第十三条の二関係）

承継する側、承継される側どちらでも、千葉県  
知事許可業者が国土交通大臣認可を受ける場合  
は本届出書の提出が必要です

## 届 出 書

令和 5年 4月 1日

千葉県 知事 殿

茂原市茂原1102-1

長生土木株式会社

届出者 代表取締役 長生 茂夫

以下のとおり、国土交通大臣に  $\left\{ \begin{array}{l} \text{譲渡及び譲受け} \\ \text{合 併} \\ \text{分 割} \end{array} \right\}$  の認可の申請を行いましたの  
で届出をします。

不要な文字を消す

## 記

## 1. 届出者に関する事項

名称	長生土木株式会社
許可番号	千葉県知事許可 第654321号
許可を受けている 建設業	(土) (と) (ほ)

## 2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

## (1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	江戸川建築株式会社
許可番号	〇〇〇許可 第543210号
許可を受けている 建設業	(建) (鋼)

届出者と同一である場合は、名称  
欄にその旨を記載すれば足りる  
2(2)については、新設法人で  
ある場合は、名称のみを記載する

## (2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	届出者と同一
許可番号	
許可を受けている 建設業	

## (3) その他

認可の 申請	申請先の地方整備局等	関東地方整備局
	申請を行った日	令和5年4月1日
	譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日	令和5年7月1日

国土交通大臣認可を受ける地方整備局について申請日と承継予定日を記載

## 記載要領

- 1 「

{	譲渡及び譲受け	}
{	合併	}
{	分割	}

」については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

相続人、被相続人どちらでも、千葉県知事許可業者が国土交通大臣認可を受ける場合は本届出書の提出が必要です

届 出 書

令和 5年 4月 1日

千葉県 知事 殿

市原市八幡海岸通1969

いちほら建築

届出者 市原 三郎

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、  
 相続人 被相続人  
 に関する事項について、届出をします。

不要な文字を消す

1. 届出をする ~~相続人~~ ~~被相続人~~ に関する事項

名称	<b>いちほら建築</b>
許可番号	<b>千葉県知事許可 第432109号</b>
許可を受けている 建設業	<b>(建) (大)</b>

届出者が相続人である場合は、2については、「届出者と同一」を記載すれば足りる

2. 届出者に関する事項

名称	<b>届出者と同一</b>
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	<b>関東地方整備局</b>
	申請を行った日	<b>令和5年4月1日</b>
被相続人の死亡日		<b>令和5年3月10日</b>

国土交通大臣認可を受ける地方整備局について申請日と死亡日を記載

記載要領

- 1 「相続人 被相続人」については、不要なものを消すこと。
- 2 1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

## 国土交通大臣許可について

問い合わせ先 国土交通省 関東地方整備局 建政部  
建設産業第一課 建設業係

所在地 〒330-9724  
さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館

電話番号 048-601-3151 (代表)  
内線 6145、6146、6156

ホームページ  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/kensei/construction/allow/index.html>

## 建設業許可の承継の手引

(令和7年4月発行)

発行者 千葉県 県土整備部 建設・不動産課 建設業班

所在地 〒260-8667  
千葉市中央区市場町1-1

電話番号 043-223-3108

FAX 043-225-4012

ホームページ  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/index.html>

### ★建設現場で働く方々のために「建設業退職金共済制度」に加入しましょう★

この退職金制度は、建設現場で働く人々のために、法律によって設けられた制度で、全国どここの建設現場で働いても、働いた日数分の掛金となる証紙を貼り、建設業の仕事をやめたときに全部通算され建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

建設業の事業主はすべてこの退職金制度に加入して、建設現場で働く人たちに手帳を交付し、労働者福祉の増進に努めましょう。

(※) 建設業退職金共済制度(建退共)については、直接、建退共にお問い合わせください。

#### 建設業退職金共済制度の5つの特徴

- 1 国の制度なので安全確実かつ簡単
- 2 退職金は企業間を通算して計算
- 3 国が掛金の一部を補助
- 4 掛金は損金扱い
- 5 国が運営費の一部を補助

【問合せ先】 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建退共千葉県支部  
千葉市中央区中央港1-13-1 (千葉県建設業センター内)  
電話 043-246-7379 FAX 043-203-5020  
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

## ○土木事務所一覧表

千葉県知事許可に関する申請・届出・相談窓口は、主たる営業所（事実上住所地）管轄の各土木事務所総務課です。

令和7年4月現在

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	管 轄 市 町 村
千葉土木事務所	260-0023	千葉市中央区出洲港 11-1	043 242-6101	千葉市・習志野市・八千代市
葛南土木事務所	273-0012	船橋市浜町 2-5-1	047 433-2421	市川市・船橋市・浦安市
東葛飾土木事務所	271-0072	松戸市竹ヶ花 24	047 364-5136	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市
印旛土木事務所	285-0026	佐倉市鏑木仲田町 8-1	043 483-1140	佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・酒々井町・栄町
成田土木事務所	286-0036	成田市加良部 3-3-2	0476 26-4831	成田市・富里市・多古町・芝山町
香取土木事務所	287-0003	香取市佐原イ 92-11	0478 52-5191	香取市・神崎町・東庄町
銚子土木事務所	288-0837	銚子市長塚町 2-44-9	0479 22-6500	銚子市
海匝土木事務所	289-2144	匝瑳市八日市場イ 1999	0479 72-1100	旭市・匝瑳市
山武土木事務所	283-0006	東金市東新宿 1-11	0475 54-1131	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・横芝光町
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475 24-4521	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町
夷隅土木事務所	298-0004	いすみ市大原 8513-1	0470 62-3311	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
安房土木事務所	294-0045	館山市北条 402-1	0470 22-4341	館山市・南房総市・鋸南町
安房土木事務所 鴨川出張所	296-0044	鴨川市広場 820	04 7092-1107	鴨川市
君津土木事務所	292-0833	木更津市貝渕 3-13-34	0438 25-5131	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
市原土木事務所	290-0067	市原市八幡海岸通 1969	0436 41-1300	市原市